

13 富岩運河環水公園 ふがんうんがかんすいこうえん	(公園種別) 総合公園	(所在地) 富山県富山市
	(管理者) 富山県	

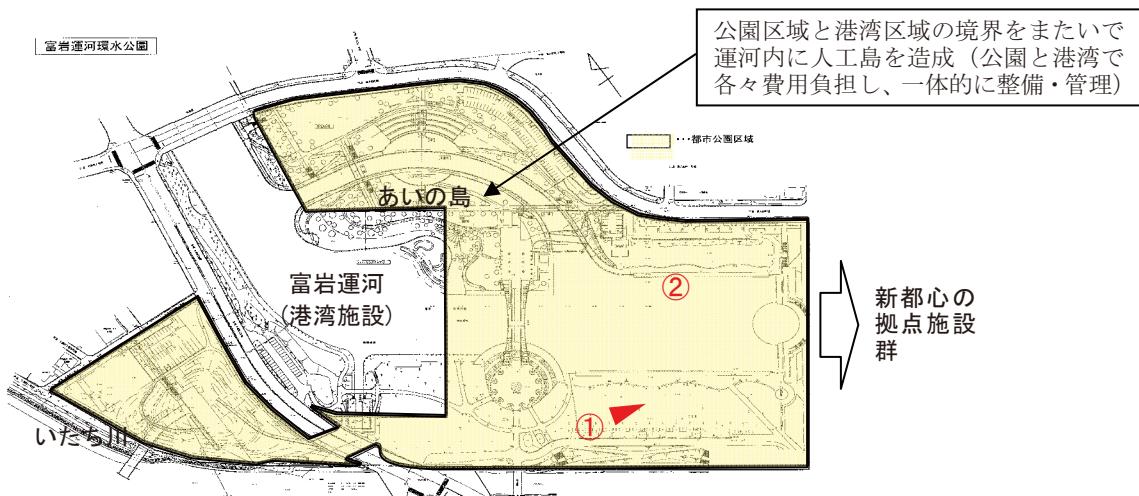
特 徴	●歴史的運河を活かした、旧運河と一体となった水辺景観の形成と賑わいの演出 旧運河周辺を活用した都市再生地域において、旧運河と一体となった公園整備と港湾管理者との連携による一体的な管理運営による賑わい空間の演出	
隣接施設等の種類と名称	港湾区域（港湾施設）	・富岩運河
立地環境	新都心開発区域内の水辺（歴史的運河沿い）	

### 隣接施設等との一体化・連携の概要

#### ◆ 1 計画・整備・管理運営段階における港湾区域との連携：

##### 【一体的整備・管理運営を前提とした港湾管理者との役割分担】

内陸港湾施設（運河及び舟溜まり）としての機能を失った富岩運河最上流部一帯の都市再生において、歴史的な水辺空間という立地を活かした整備計画のもと、港湾区域を解除後、運河と一体となった都市公園を整備。整備後の管理運営においても、利用者の便宜を図るため、公園と港湾利用に対応し、窓口を一本化し、連続的な景観の維持と一体的な賑わいを演出している。



①舟溜まりの水面を活かした公園の景観  
かつての舟だまりの水面を活かし、周辺に広がりのある芝生を整備して新都心のシンボルを形成



②公園内で開催されるイベント  
公園内では水面を活用したカヌー教室等が開催される。公園利用の申請手続きは港湾事務所の窓口ができる。

写真) 富岩運河環水公園パンフレット

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

## 都市公園の概要

公園種別	総合公園			
所在地	富山県富山市湊入船町			
管理主体	富山県			
都市計画決定	年月日	平成元年(1989) 2月 14 日	面積	9.7ha
開設	供用開始年月日	平成9年(1997) 7月 1日	現況面積	7.2ha
<b>&lt;整備方針&gt;</b>				
・「とやま都市 MIRAI 計画」による富山駅北側の新たなシンボルゾーンとして、文化施設等と一体となった水辺の空間の豊かさを大切にしながら整備された親水公園として親水性の高いレクリエーション空間を形成。				
・水に親しむ場として旧舟溜まりを利用した水辺空間を中心とし、両岸には遊歩道や芝生スロープを配置し、憩いと親水の公園機能を演出。水面中央に両岸を結ぶ、展望塔をもつ「天門橋」を設置。				
・運河内に新たに造成された中島（あいの島）は、水辺のサンクチュアリとして港湾区域と一体的に整備。				
<主な施設> 泉と滝の広場、天門橋、ステージ広場、あいの島（バードサンクチュアリ）				
<特記事項> 平成12年度都市景観大賞景観形成事例部門、日本の歴史公園100選				
<利用状況>				
・管理者による水面や広場、橋等の各施設の特性を活用した季節のイベント演出のほか、市民グループ等が自由に持ち込む企画によるイベント、結婚式、ライトアップなど、幅広く多彩な利活用が図られている。				
・公園解説ボランティア「かたりべの会」による公園の概要や運河などの周辺土木事業の歴史等に関する普及啓発や、花壇ボランティアの導入など、多様な形態による県民の参加・活動の受け入れによる公園利用を活性化している。				
・富岩運河環水公園のオフィシャルホームページの開設による、きめ細かな情報提供と利用者との交流を行っている。				

## 隣接施設等の概要

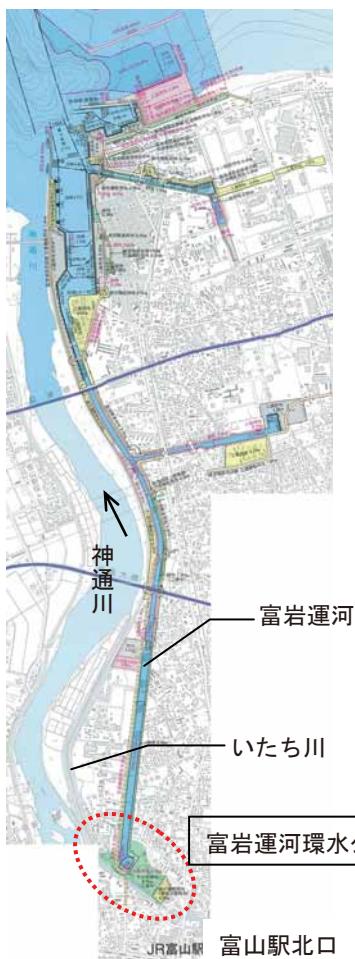
港湾区域 (港湾施設)	名称	富岩運河
	管理主体	富山県
	主な施設	遊歩道、中島閘門、牛島閘門

## 都市公園・隣接施設等の連携に関わる主な経緯

昭和 63 年度	新都市拠点整備事業総合整備計画事業承認 富岩運河環水公園都市計画決定
平成元年度～平成 9 年度	富岩運河環水公園都市公園整備事業 (9.7ha) 富岩運河環境整備事業 (牛島閘門ほか)
平成元年～平成 14 年度	富山駅北土地区画整備事業実施（とやま都市 MIRAI 計画「街並み・まちづくり総合支援事業」実施 (JR 富山北口地区、62ha)
平成 9 年度	公園の一部供用開始

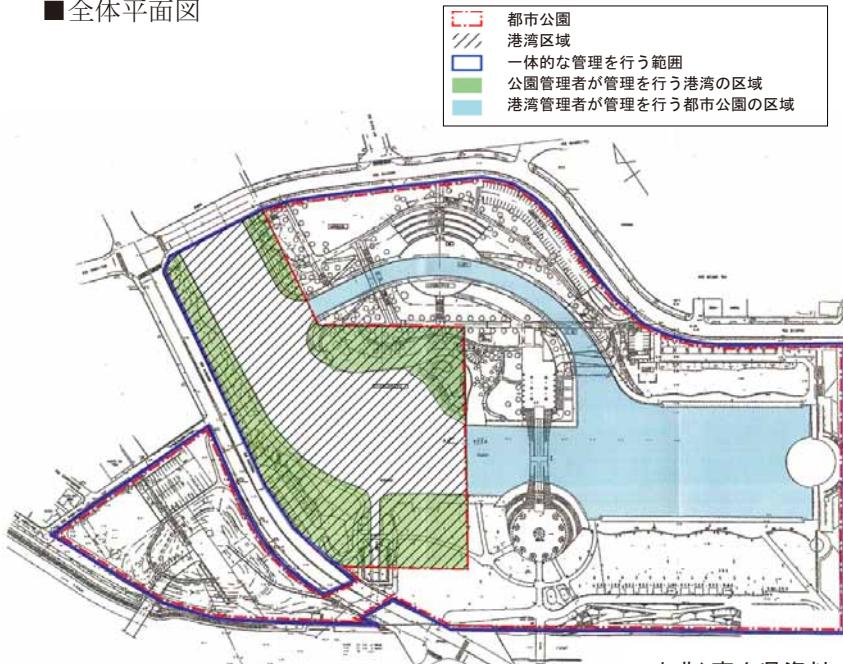
## 都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況

## ■位置図



出典)富岩運河パンフレット

## ■全体平面図



出典)富山県資料



公園内の天門橋から新都心方面を望む

## ■公園全体パース



公園内のシンボルとして設置された天門橋

写真) 都市計画課提供

出典) 富山県富岩運河環水公園パンフレット

## 連携の内容

### ◆ 1 計画・整備・管理運営段階における港湾区域との連携： 一体的整備・管理運営を前提とした港湾管理者との役割分担

#### <連携の背景・きっかけ>

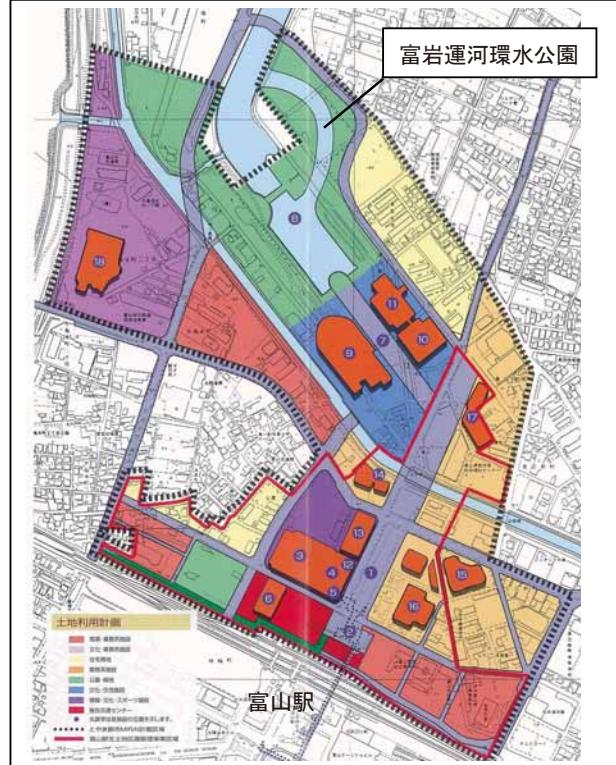
・県都富山市の玄関口であるJR富山駅北地区において、鉄道跡地や運河舟溜りなどの遊休地を有効利用し、さらに民間活力の積極的な活用を図りながら、21世紀の経済社会へ向けての新たな課題に対応した高度な業務環境、良質な就業環境、快適な居住環境、知的で健康な生活環境を備えた高付加価値型都心「ビジネスパーク」の建設を目指す計画として「とやま都市MIRAI計画」にもとづき、昭和63年に「新都市拠点整備事業総合整備計画事業」が事業承認され、水辺のにぎわいある公園整備をめざし、富岩運河の舟溜まりとして利用され遊休地となっていた箇所に富岩運河環水公園が設置されることとなり都市計画決定された。

#### <連携の手法・工夫点>

##### ①整備計画にもとづく公園区域の設定及び港湾管理者との役割分担による一体的整備

- ・「とやま都市MIRAI計画」にもとづき、昭和63年に「新都市拠点整備事業総合整備計画事業」が事業承認され、水辺のにぎわいある公園整備をめざし、富岩運河の舟溜まりとして利用され遊休地となっていた箇所に富岩運河環水公園が設置されることとなり都市計画決定された。
- ・同時に、港湾区域（港湾施設）として指定されていた富岩運河の上流部について、一部埋立てを行い、公園ほか新たな土地利用を行うため港湾区域が解除された。港湾区域の解除にあたっては、富岩運河上流部にあった舟溜まりの機能が留保されることとなり、公園区域に一部食い込む形で港湾区域が残された。
- ・富岩運河の歴史的価値や水質、水辺の環境を保全しつつ活かす方向で公園が計画された。計画にあたっては、特に水質保全と水辺の環境保全の観点から舟溜まりの水を循環する工夫が検討され、公園区域内の運河上流と区域外の下流を結ぶ水路を新設するとともに、いたち川からの河川水を導水することとなった。また、水路と一体的な景観やにぎわいを演出する観点から、親水性が高く、公園と水路、周辺が連続的なデザインで設計された。
- ・新たに水路を開削することによって生じた島状の空地（現、あいの島）が公園区域と港湾区域の境界上にあったことから、全域を野鳥生息域として整備する計画を前提とし、港湾管理者と公園管理者との間で協議の上、各々が区域内の整備について費用を負担し、管理することとなった。

■とやま都市MIRAI計画/土地利用計画図



出典)「とやま都市MIRAI計画」パンフレット

## ②周辺利用に関する管理運営窓口の一元化

- ・公園区域と港湾区域との境界部分について、一体的な景観形成の観点から連続的なデザインで整備が行われたため、港湾施設として整備された遊歩道や公園の広場、また公園が管理する水面と港湾管理者が管理する水面等が利用者にとっては境界を感じさせない開放的な空間が形成された。利用の促進を図る観点から、このような利用者にとってわかりにくい管理区分と管理手続きをわかりやすく容易なものとするため、利用者向けの管理窓口を、現地に管理事務所をもつ港湾管理者の管理事務所（富山県土木部富山港事務所）に一元化し、公園の占用や使用の許可申請手続きができるようにしている。
- ・港湾管理者と公園管理者は、一体的な管理のため、各々が実施する管理の内容（公園管理者が港湾区域で行う業務、港湾管理者が公園区域で行う業務）及び費用負担について確認書を締結している。施設の維持管理については、公園管理者は面積 10.4ha の範囲について（財）富山県民福祉公社に委託して実施している。

### ■確認書の主な内容（平成 19 年 6 月 7 日締結）

1. 一体的な管理の内容
  - 1) 公園管理者が港湾区域で行う業務：  
緑地管理、清掃、警備（駐車場含む）、施設賠償責任保険加入
  - 2) 港湾管理者が公園区域で行う業務：水草除去
2. 一体的な管理に伴う経費の負担
  - ・港湾管理者は港湾区域内の管理に必要な経費を負担
  - ・公園管理者は公園区域内の管理に必要な経費を負担

### <連携による効果>

- ・計画段階から「とやま都市 MIRAI 計画」をふまえて港湾管理者と協議し、また同じ県の組織間ということで連携を図ってきたことから、一元的管理運営についても比較的容易に実施することができた。
- ・港湾区域と公園区域が連続的なデザインで整備されているため、利用者には管理区分がわかりにくいが、富岩運河一帯の利用に関して一元的な窓口となっていることで、利用の促進が図られている。特に、専用の Web サイトの開設により広報を充実させることによって、使用許可の手続きが便利に円滑に行われるようになった。

### <情報提供>

- ・富山県土木部都市計画課区画整理公園係



14 久屋大通公園（オアシス21） ひさやおおどおりこうえん	(公園種別) 特殊公園（大通公園）	(所在地) 愛知県名古屋市東区
	(管理者) 名古屋市	

特徴	●敷地の交換や立体的な土地利用により、中心市街地の緑のシンボル景観を形成 隣接施設の建替えに伴い敷地交換による公園の統廃合や公園の地下空間を活用した 立体型公園の整備等により、中心市街地のシンボリックな景観を実現した。	
隣接施設等の種類と名称	建築物	・愛知芸術文化センター ・NHK名古屋放送センタービル
	バスターミナル	・栄バスターミナル（オアシス21）
立地環境	中心市街地（周辺は商業業務地域）	

### 隣接施設等との一体化・連携の概要

#### ◆ 1 計画・整備段階における隣接建築物との連携：

##### 隣接施設との敷地交換と公園の統廃合による新たな公園区域の設置

【空間確保レベル】

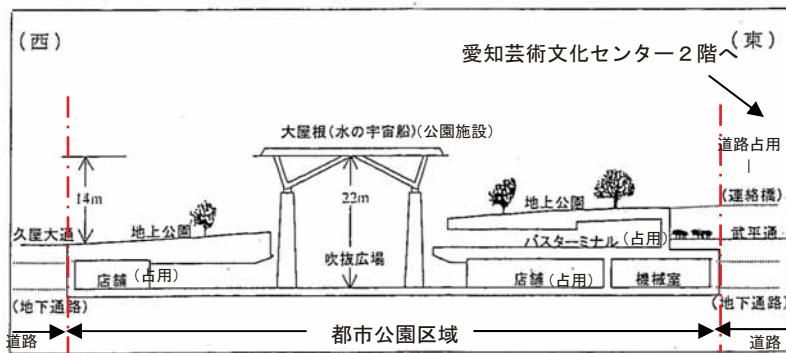
2つの既存公園を分断していた隣接建築物の建替えに伴い、公園敷地と等積交換することによって2つの公園を統廃合し、名古屋市における緑のシンボル軸を形成する久屋大通と一体となった拠点空間となる公園用地を確保した。

#### ◆ 2 計画・整備段階における隣接建築物やバスターミナル、店舗との連携：

##### 公社等による「立体型公園」としての総合的事業の実施

【空間確保レベル・境界処理レベル】

関係者覚書にもとづく公園区域の立体的活用による賑わいの演出や、隣接建築物2階と久屋大通を芝生のスロープで連続させた開放的デザイン等による「立体型公園」をコンセプトとする都心のシンボリックな景観創出について、市や第3セクター等が主体となって総合的に事業を実施した。



オアシス21の立体的施設構成



□ 都市計画変更（拡張）範囲

愛知芸術文化センター



オアシス21全景

地下空間の活用により地上部に開放的なオープンスペースが確保され、シンボリックな地上施設とともに名古屋市のメインストリートである久屋大通と一体となった中心市街地らしい拠点景観が形成された。

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

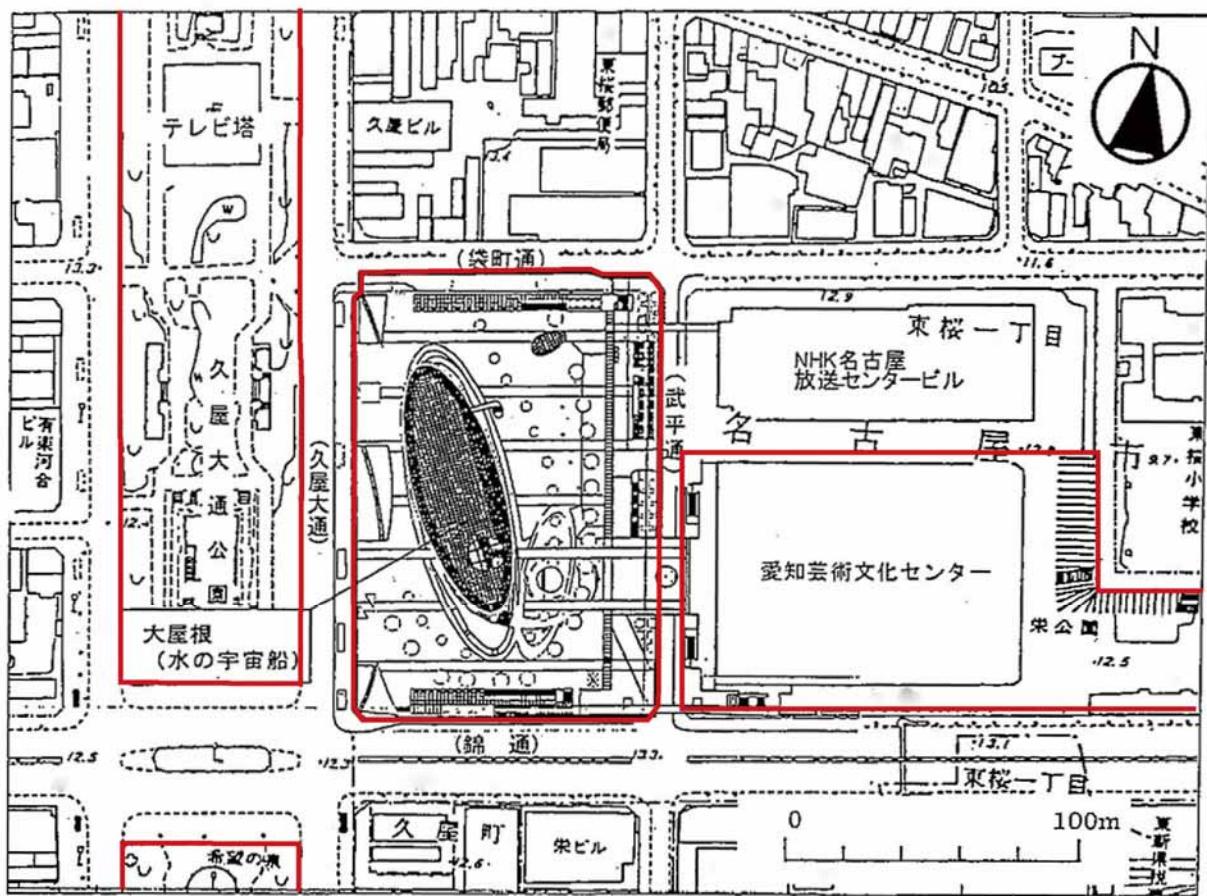
都市公園の概要				
公園種別	特殊公園（大通公園）			
所在地	愛知県名古屋市東区東桜一丁目 11-1			
管理主体	名古屋市 指定管理者：栄公園振興株式会社（オアシス 21 区域のみ）			
都市計画決定	年月日（最終）	昭和 61 年(1986) 5 月 30 日	面積	16.5ha
開設	供用開始年月日	昭和 45 年(1970) 1 月 14 日 追加区域（広場ゾーン・文化施設ゾーン）：平成 14 年 10 月 11 日	現況面積	15.66ha うち追加区域：約 2 ha
<b>&lt;整備方針&gt;</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>久屋大通区域：戦災復興都市計画で整備された広幅員道路の久屋大通内に設置された中央分離帯（幅員約 70m）を活用して昭和 30 年頃までに花壇や広場等が整備。地下駐車場や地下街の整備に伴い地上部を再整備することとなり、昭和 45 年に都市公園として開設。</li> <li>追加区域内のうちオアシス 21（広場ゾーン）：憩い、賑わい、ふれあいの調和や地上・地下における人の回遊性の確保をめざし、魅力あふれるイベント広場、店舗及び公共交通の結節点としてのバスターミナルを配した「立体型公園」を整備し、愛知芸術文化センター及び NHK 名古屋放送センタービルの文化ゾーンとともに、都心に新しいシンボルゾーンの創出を図る。また、環境に配慮したシステムを導入し、環境負荷を軽減する。</li> </ul>				
<b>&lt;追加区域内のうちオアシス 21（広場ゾーン）の主な施設&gt;</b>				
地上公園（芝生広場）、大屋根（水の宇宙船）、吹抜広場（銀河の広場）、店舗、バスターミナル				
<b>&lt;特記事項&gt;</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>久屋大通公園は、オアシス 21 建設に係わる公園区域追加時の昭和 61 年に、追加区域を含めて初めて特殊公園として計画決定。</li> <li>オアシス 21 に係わる主な受賞：名古屋市都市景観大賞/平成 15 年度、愛知まちなみ建築賞/平成 15 年度</li> </ul>				
<b>&lt;利用状況&gt;</b>				
都心の交通結節点として、地上・地下を通過する利用者だけでなく、地下広場のイベント開催もあり、新たな都心の賑わい拠点として、年間 1 千万人の来場者がある。				

隣接施設等の概要		
建築物	名称	愛知芸術文化センター
	設置者	愛知県
	敷地面積	18,173 m <sup>2</sup>
	階数・高さ	地上 12 階、地下 5 階、高さ 58m
	開館	平成 4 年 10 月 30 日
	用途	美術館・芸術劇場・文化情報センター・駐車場
建築物	名称	NHK 名古屋放送センタービル
	共同事業者	日本放送協会名古屋放送局、日本生命保険相互会社 ジャパンエクセレント投資法人、名古屋鉄道株式会社
	敷地面積	7,927.36 m <sup>2</sup>
	階数・高さ	地上 21 階、地下 4 階、塔屋 2 階、軒高 90m、最高部 95m
	開館	平成 3 年 8 月
	用途	放送局、スタジオ、事務所、店舗
バスターミナル	名称	栄バスターミナル（オアシス 21）
	設置者	名古屋市（住宅都市局）
	指定管理者	栄公園振興株式会社
	面積	約 6,200 m <sup>2</sup>
	供用開始	平成 14 年 10 月 11 日
	主な施設	乗降バース（10 バース）、案内所、売店
建築物（店舗）	名称	オアシス 21
	建設・運営	栄公園振興株式会社
	面積	約 4,100 m <sup>2</sup>
	店舗数	32 店舗（物販店舗、飲食店舗、サービス店舗）

都市公園・隣接施設等の連携に関する主な経緯	
(参考資料参照)	

## 都市公園・隣接施設等の位置及び景観の状況

## ■位置図



出典)名古屋市資料

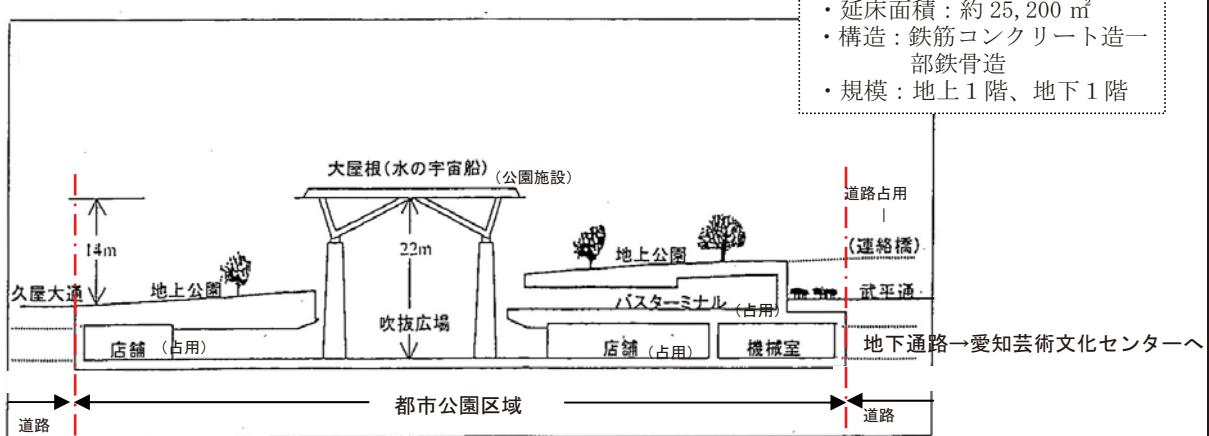
## ■平面図

(参考資料 参照)

## ■オアシス21（広場ゾーン）断面図

## &lt;オアシス21建築概要&gt;

- 敷地面積：2.0ha
- 建築面積：約 10,100 m<sup>2</sup>
- 延床面積：約 25,200 m<sup>2</sup>
- 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- 規模：地上1階、地下1階





久屋大通からみたオアシス21  
建物は、左がNHK、右が愛知芸術文化センター



地下1階の吹抜広場（銀河の広場）及び店舗  
上部には水の宇宙船が見える。



愛知芸術文化センターへの連絡橋  
地上公園の人工地盤が橋と連続し、2階へ連  
絡する。写真手前地下がバスターミナル。



久屋大通公園全景



改修された旧栄公園

## 連携の内容（1）

### ◆ 1 計画・整備段階における隣接建築物との連携： 隣接施設との敷地交換と公園の統廃合による新たな公園区域の設置

＜連携の背景・きっかけ＞ ※別紙資料「整備の経緯」参照

- 名古屋市の中心市街地に立地する久屋大通公園は、戦災復興都市計画事業により整備された久屋大通の中央分離帯に市が設置した公園で、名古屋市の緑の都市軸を形成している。都心活性化にあたり、名古屋市の中でも交通の結節点にあたる当該地点に位置していた老朽化した旧愛知文化会館及びNHK放送会館が課題となつた。また、その背後には、旧栄公園（都市計画公園、面積約 3.29ha）が立地し、背後地にあることから有効に活用されておらず、都心活性化の課題となつていていた。さらに、久屋大通公園内にはバスターミナルがあり、公園の利用を分断するとして課題となつていていた。
- 都心再生の観点からこれらの課題に対し総合的に対応していくため、関係する愛知県、名古屋市、及びNHKの3者が一帯の整備計画について協議を進めた結果、敷地の交換や施設の集約による立体型公園の整備等を行う整備計画について合意し、昭和 61 年 4 月に 3 者による「栄公園地区の総合的な整備に関する覚書」が締結され、その整備計画に従い各事業が進められた。

＜連携の手法・工夫点＞

#### ①総合的な整備に関する覚書の締結

- 久屋大通付近において課題となつていていた旧愛知県文化会館、旧NHK放送会館、及びバスターミナルに関わる愛知県、NHK、名古屋市の3者は、付近一帯の都市再生・活性化の観点から総合的な整備を行う整備計画について合意し、覚書が締結された。

#### ◆覚書が締結された整備計画の内容

##### 1) 文化施設ゾーンの整備

- 旧NHK放送会館敷地と旧栄公園の敷地を等積交換し、NHKは新NHK放送会館を建設する。
- 新県文化会館敷地は、旧栄公園敷地に確保し、愛知県が新県文化会館を建設する。

##### 2) 広場ゾーンの整備

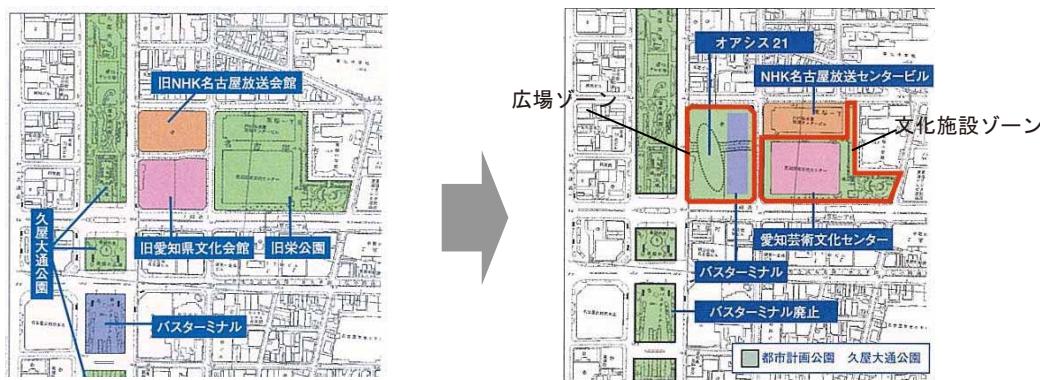
- 旧NHK敷地及び旧県文化会館敷地を名古屋市が取得し、地下にバスターミナルを併設する。

- 文化施設ゾーンと広場ゾーンは、地上、地下で連絡する。

#### ②覚書にもとづく敷地の交換及び公園の統廃合

- 3者によって合意され覚書が締結された整備計画にもとづき、久屋大通に面していたNHK放送会館の敷地（NHK所有）と既存の都市計画公園である旧栄公園の敷地（現NHK名古屋放送センターの建設地）を等積で交換し、旧愛知県文化会館敷地（名古屋市公園用地）と併せて久屋大通公園に面した区域約 2ha を新たな公園整備の用地として確保した。
- 旧栄公園敷地（現NHK放送センターの建設地）は、等積交換後、都市公園区域から除外し、旧愛知県文化会館は、都市公園の便益施設として、新たな公園整備用地の東側に、愛知県が移転建設した。
- 都市計画については、旧栄公園が昭和 35 年 3 月に 3.29ha の近隣公園（当初昭和 22 年 5 月）として都市計画決定されていたが、旧愛知県文化会館の建替えに伴い、旧栄公園の都市計画を廃止し、隣接する都市公園を含めて久屋大通公園（16.5ha）として都市計画決定した。

#### ◆都市公園区域（追加前／追加後）



＜連携による効果＞

- 民間事業者であるNHKとの協議において、用地の交換や費用負担が課題となつたが、久屋大通－オアシス21－NHK及び愛知芸術文化センターが都心のにぎわいの創出や景観の向上を促し、一体的に利用可能となることが、各事業者のメリットとして理解され、その後の事業展開に向けて協力を得ることができた。

## 連携の内容（2）

### ◆2 計画・整備段階における隣接建築物やバスターミナル、店舗との連携： 公社等による「立体型公園」としての総合的事業の実施

<連携の背景・きっかけ>

(◆1と同じ)

<連携の手法・工夫点>

#### ①一体的な事業運営のための民間会社の設立

- 昭和61年に覚書が締結され、久屋大通公園が都市計画決定された後、名古屋市が整備する広場ゾーンについては、民間活力の導入による整備、運営を行うため、栄公園振興株式会社が設立された。

#### ②覚書をふまえた事業コンペにもとづく公社等による「立体型公園」の事業化

- 名古屋市は、覚書において地下にバスターミナル等を併設する「広場ゾーン」と位置づけられていたことを踏まえ、学識経験者を含む検討会「栄公園地区（広場ゾーン）検討委員会」を設置して、広場ゾーンの事業化に向けた検討を行った。
- 検討会によって「立体型」公園をコンセプトとする整備方針が決定した。その後のバスターミナル規模の見直しなどを経て、事業化のため提案協議（事業コンペ）の実施により総合建設業者を選定し、提案をもとに設計が行われた。
- 提案では、「立体型公園」として斬新なデザインが取り入れられるとともに、事業費の削減を行うことができた。また、事業実施においては、多岐にわたる所有者・管理主体間の調整を円滑にするため、民間会社を活用した総合的な事業が行われた。
- 公園の地下を活用して施設を集約し、周辺施設の地上部・地下部での連携を確保するための設計を行うにあたっては、都市公園法上の許可制度に適合するよう、関係者と協議しつつ行った。

#### ◆検討委員会で決定した広場ゾーン（オアシス21）の整備方針

- 憩い、賑わい、ふれあいの調和や地上・地下における人の回遊性の確保をめざし、魅力あふれるイベント広場、店舗及び公共交通の結節点としてのバスターミナルを配した「立体型公園」を整備し、文化ゾーンとともに、都心に新しいシンボルゾーンの創出を図る。



久屋大通から見た愛知芸術文化センター  
人工地盤の地上公園が2階レベルまで  
スロープでつながっている。

#### ◆事業概要

事業名称	事業年度	対象・範囲	規模	内容
事業コンペ	H9	広場ゾーン	地上1階・地下1階 延床25,200m <sup>2</sup>	設計・施工・店舗誘致・維持管理計画
本体建設事業	H11～14			
都市公園事業	H14	地上部		植栽
NTT-A事業	H11～14	地下部		
バスターミナル事業	H11～14	半地下部		

※広場ゾーン（オアシス21）事業スキーム（事業区分）の詳細は、参考資料参照。

<連携による効果>

- 3者による覚書が締結されていたため、地下施設の併設や隣接施設と地上・地下で連絡する方針はバスターミナル縮小等整備計画の変更においても踏襲された。
- 民間事業者であるNHKとの協議において、用地の交換や費用負担が課題となったが、久屋大通オアシス21（広場ゾーン）－NHK及び愛知芸術文化センター（文化ゾーン）が都心部における賑わいの創出や景観の向上を促し、一体的に利用可能となることが、各事業者のメリットとして理解され、その後の事業展開に向けて協力を得ることができた。また、その他の事業者との協議においても同様の効果があった。

## 参考資料

■久屋大通公園（追加区域）整備の経緯

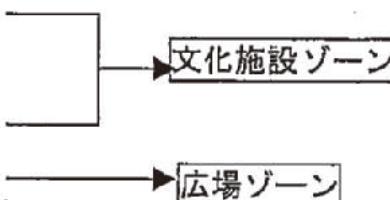
課題

- ①愛知県文化会館及びNHK名古屋放送会館の改築
- ②旧栄公園の再整備（活性化）
- ③現栄バスターミナルによる久屋大通公園の分断解消



昭和 61. 4 県・市・NHK「栄公園地区の総合的な整備に関する覚書」締結

- ◇旧NHK放送会館敷地と旧栄公園の敷地を等積交換  
(NHK:新NHK放送会館の建設)
- ◇新県文化会館敷地は、旧栄公園の敷地に確保  
(県:新県文化会館の建設)
- ◇旧NHK敷地及び旧県文化会館敷地を市が整備  
(地下にバスターミナル等併設)
- ◇文化施設ゾーンと広場ゾーンは地上、地下で連絡



昭和 61. 5 久屋大通公園の都市計画決定

- 平成 3. 8 NHK名古屋放送センタービル オープン  
 平成 4. 10 愛知芸術文化センター オープン  
 平成 6. 9 栄公園振興株 設立 (店舗の建設及び経営等)  
 平成 8. 2 栄公園の整備計画の見直しに着手 (着工の延期:当初H 8着工予定)  
 平成 9. 8 整備基本計画の策定

◇規模	地下2階59, 500m <sup>2</sup>	⇒ 地下1階40, 300m <sup>2</sup>
◇バスターミナル	21バース (地下2階)	⇒ 10バース (半地下)
◇店舗	地下1階、2階	⇒ 地下1階
◇事業費	約350億円	⇒ 約250億円
◇発注	入札	⇒ 事業コンペ

平成 9. 9 提案競技の実施及び最優秀提案者の決定

～平成 10. 2

- ◇目的 ①民間ノウハウの活用②事業費削減・工期短縮③確実な店舗誘致等
- ◇応募資格 総合建設業者 (単独 or JV) →一定の制限あり
- ◇提案事項 ①建築計画②店舗誘致計画③経営計画④維持管理計画⑤事業費 等



・応募6社⇒株大林組案を採用 (147億円(税抜) ←コンペ要綱200億円上限)

- 平成 10. 2～ 基本設計  
 平成 10. 6～ 実施設計  
 平成 11. 4～ 工事着手、財産の取得 (議決)  
 平成 14年度 9月末竣工、10月11日 (金)

出典)名古屋市資料

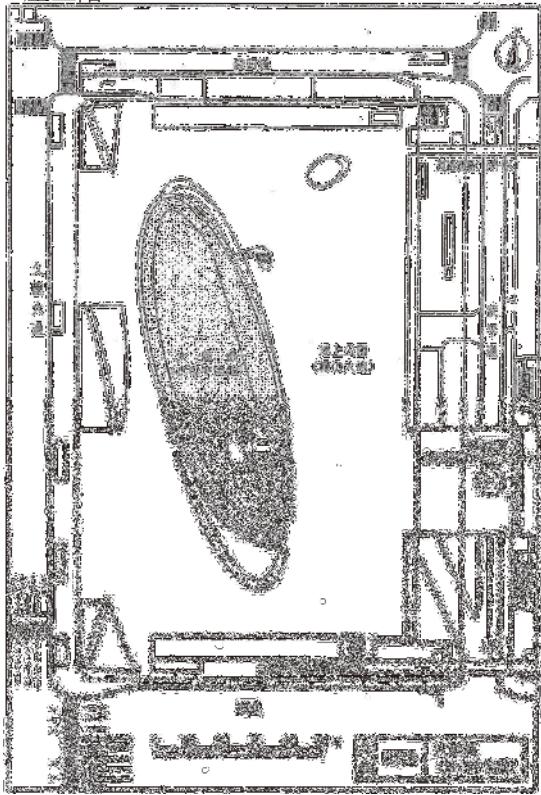
■オアシス21事業スキーム

コンペ対象事業		建設主体	所有者	管理主体
名古屋市	公園本体	都市整備公社	緑政土木局	緑政土木局 (住都局から移管)
	バースターミナル	売却	住宅都市局	住宅都市局
	県連絡通路 (県買取)		愛知県	愛知県
	情報センター		市民経済局	市民経済局 (住都局から移管)
	NHK解体撤去等	住宅都市局		
栄公園振興株	通路(店舗)	栄公園振興株	栄公園振興株	栄公園振興株
	地下広場 (NTT-A事業)		緑政土木局	栄公園振興株占用 (市に無償譲渡)
コンペ対象以外の公園工事	植栽工事	緑政土木局	緑政土木局	緑政土木局
NHK連絡通路	(NHK負担)	N H K	N H K	N H K
地下鉄栄駅連絡通路	(交通局負担)	交通局	交通局	交通局
変電所				
中部電力変電所	(中部電力負担)	中部電力	中部電力	中部電力

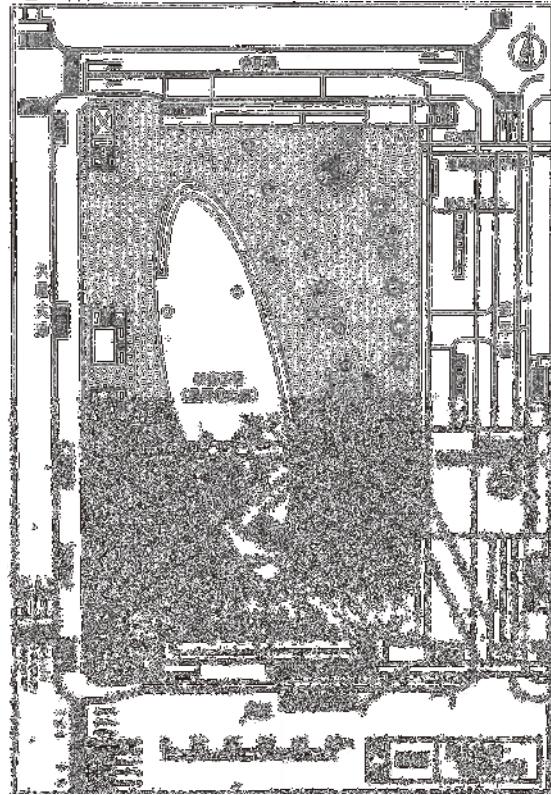
出典)名古屋市資料

## ■平面図

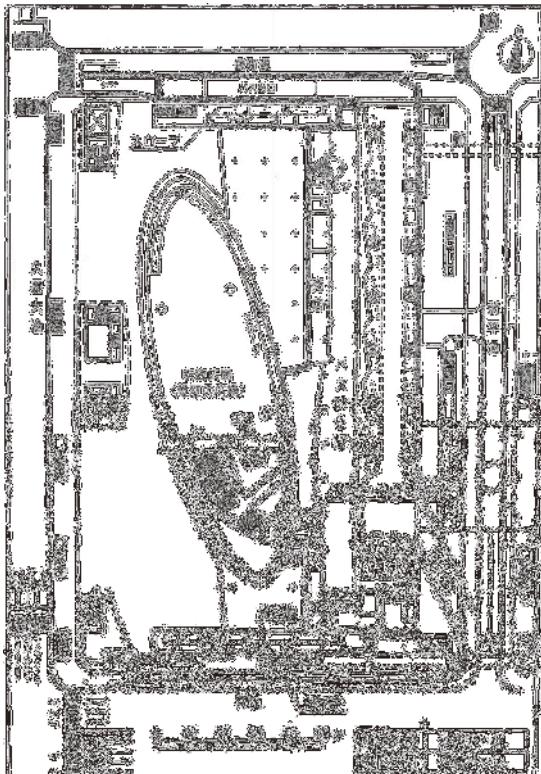
屋上階



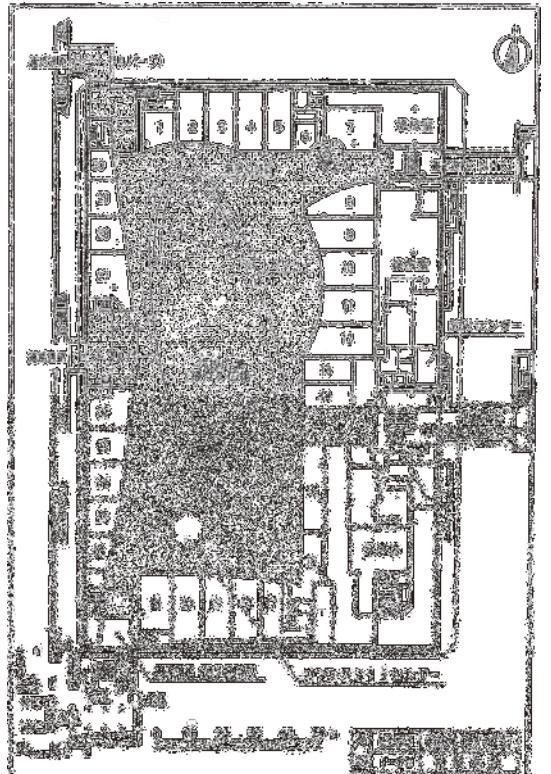
地上階



バスターミナル階



地下1階



出典)名古屋市資料

## &lt;情報提供&gt;

- ・名古屋市住宅都市局都市再生推進部都市再生推進課



<b>15 平和記念公園</b> へいわきねんこうえん	(公園種別) 総合公園	(所在地) 広島県広島市中区
	(管理者) 広島市	

特 徴	●都市公園と公園周辺の建築物等の景観・誘導により、世界遺産周辺の良好な景観を形成 都市公園としての担保性を活用するとともに、周辺の建築物等に対する景観誘導を行うことにより、世界遺産の周辺にふさわしい良好な景観の形成を図っている。	
隣接施設等の種類と名称	建築物	・「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」 対象建築物等
立地環境	中心市街地（中心市街地を流れる元安川・旧太田川（本川）及び平和大通り沿いに広がる商業業務地域）	

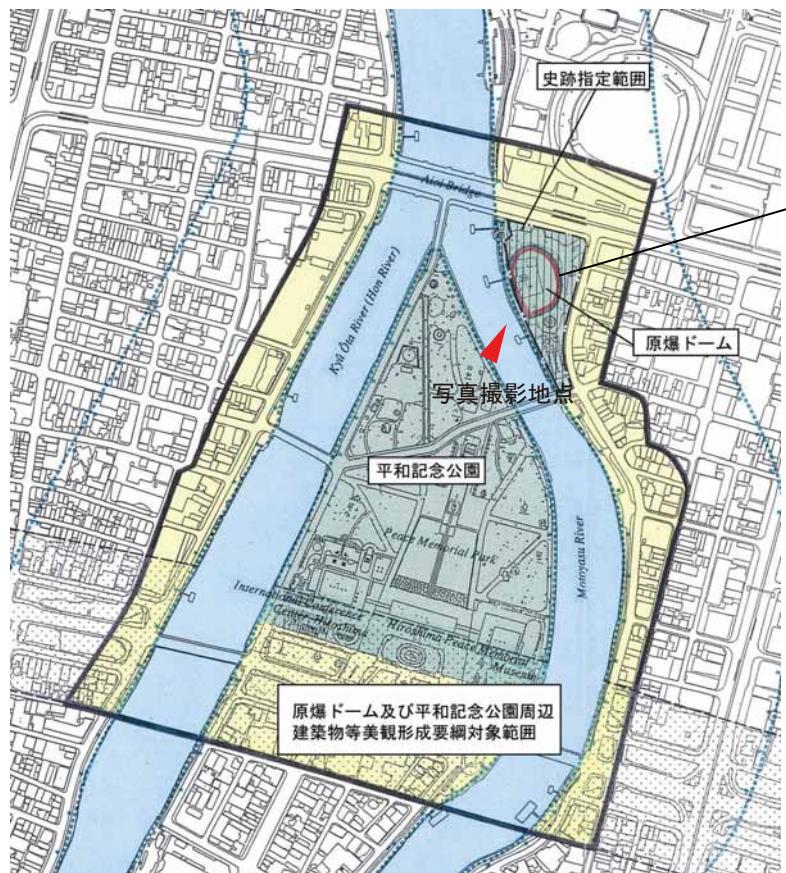
### 隣接施設等との一体化・連携の概要

#### ◆ 1 管理運営段階における周辺建築物との連携 :

##### 建築物等の景観誘導方策による世界遺産の周辺の良好な景観の形成

##### 【空間確保レベル】

文化財保護法による史跡指定の後、世界遺産登録を推薦するにあたり、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の良好な景観を形成するため、周辺の建築物等を対象とする要綱を制定し、景観の誘導を行っている。



原爆ドームの背景となる建築物が規制される。

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

## 都市公園の概要

公園種別	総合公園			
所在地	広島県広島市中区中島町、大手町1丁目			
管理主体	広島市			
都市計画決定	年月日	昭和 27 年(1952) 3 月 31 日	面積	12. 2ha
開設	供用開始年月日	昭和 31 年(1956) 4 月 1 日	現況面積	12. 2ha
<b>&lt;整備方針&gt;</b>				
・平和記念公園は、原爆が投下された地点に、戦後世界恒久平和の拠点となる公園として整備された。				
<b>&lt;主な施設&gt;</b>				
原爆ドーム（国指定史跡）、原爆死没者慰靈碑（広島平和都市記念碑）、広島平和記念資料館（国重要文化財）、国際会議場				
<b>&lt;特記事項&gt;</b>				
・公園内には世界遺産に登録された「原爆ドーム」が保存されている。				
・原爆ドームは、国指定史跡として、文化財保護法により保護されている。				
・平成 11 年度都市景観大賞「都市景観 100 選」、日本の歴史公園 100 選、都市公園 100 選				
<b>&lt;利用状況&gt;</b>				
・公園は、原爆ドームや広島平和記念資料館等の平和記念施設が保存・整備されており、国際平和文化都市の象徴としての観光地となっている。				
・隣接する元安川の護岸が改修されるとともに遊覧船が就航するようになり水辺の利用者も増加している。				
・原爆投下の日である 8 月 6 日には、毎年公園内で広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式が行われる。				

## 隣接施設等の概要

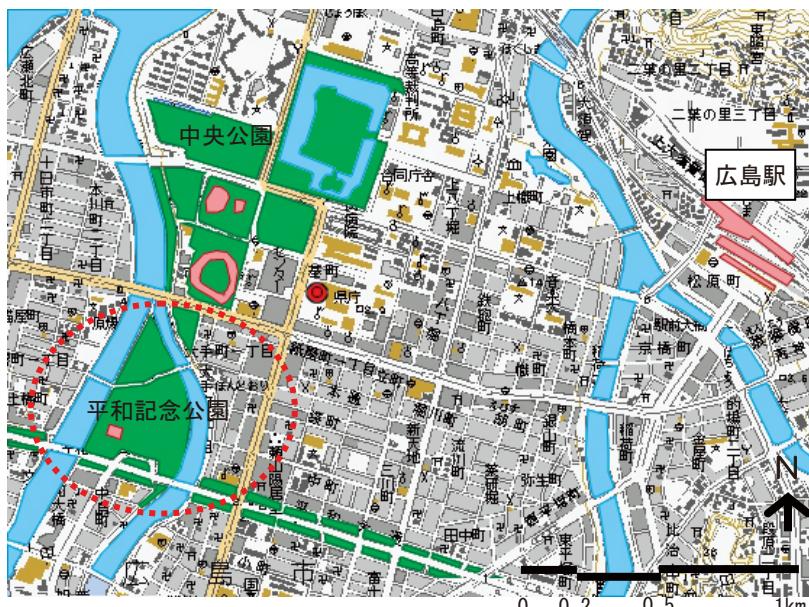
建築物	関連法令	・原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美觀形成要綱
	所管	・広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係
	施行年月日	・平成 7 年 9 月 20 日(平成 18 年 11 月 29 日改正)

## 都市公園・隣接施設等の連携に関する主な経緯

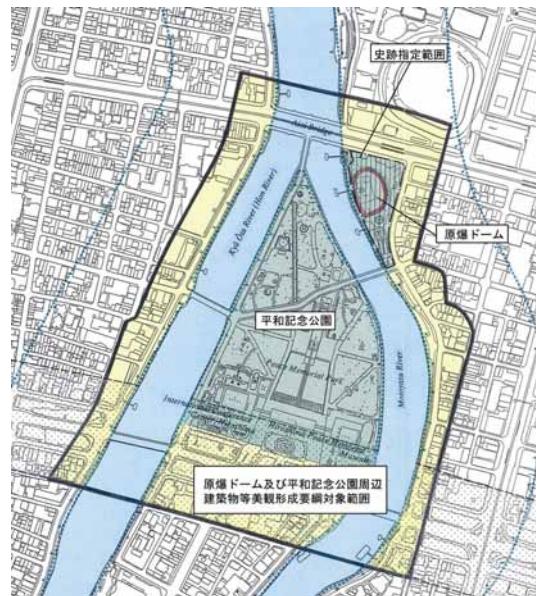
昭和 20 年 8 月 6 日	広島に原爆投下
昭和 27 年	広島平和記念都市建設設計画決定
昭和 29 年	平和記念公園完成
平成 7 年	原爆ドームを国の史跡に指定
平成 7 年	「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美觀形成要綱」を制定（平成 18 年改正）
平成 8 年 12 月	原爆ドームを世界遺産リストに登録
平成 18 年 7 月	広島記念資料館が国の重要文化財に指定
平成 19 年 2 月	平和記念公園が名勝に指定

## ■都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況

### ■位置図



### ■平面図



公園内の景観  
中央広場から原爆ドームを望む  
写真) 広島市



元安川からの原爆ドームの景観

原爆ドームの背景に既存のビルが重なり景観を損ねている。今後このような景観阻害が生じないように要綱により建築物の規制が行われた。



原爆ドーム対岸からの景観

右写真) 広島市

- 公園は中心市街地、元安川と旧太田川(本川)の中州に位置し、周辺は業務系ビル等に囲まれ、南側は平和大通りに面する。

- 中心市街地は、河川に沿って河岸緑地が整備されている。この河岸緑地は、平和記念公園の設置が位置づけられた「広島平和記念都市建設設計画」に平和記念公園と同様に位置づけられ整備されている。

- 平成17年2月には「ひろしま都心ビジョン」が策定され、原爆ドーム周辺の景観保全や平和大通りの改修等を重視した将来像が示されている。

## 連携の内容

### ◆ 1 管理運営段階における周辺建築物との連携： 建築物等の景観誘導方策による世界遺産周辺の良好な景観の形成

#### <連携の背景・きっかけ>

- 平和記念公園は、「広島平和記念都市建設法」（昭和24年8月6日公布）の趣旨に従って、昭和25年に市内の中心部である中島地区を恒久平和の象徴の地と定め、「原爆の爆心地に近い中島地区に12.2haの公園を計画し、記念施設平和記念公園として位置づける」と示された「広島平和記念都市建設計画」（昭和27年策定）において位置づけられ、設置された。
- 公園のデザインは、メモリアル公園の懸賞募集で採用された丹下健三グループによるもので、平和記念資料館から平和記念碑のアーチを通して廃墟となった原爆ドームが望まれるように設計され、原爆ドームが重要な役割を果たしている。
- 原爆ドームの世界遺産の登録推薦にあたり、世界文化遺産としての景観が国内法等で保護されている必要があることから、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」が定められた。

#### <連携の手法・工夫点>

##### ①周辺景観保全のための規制強化

- 原爆ドームの世界遺産推薦にあたり、推薦する遺産が国内法により保護されている必要があり、原爆ドーム（立地している敷地）を国指定史跡として指定。（平成7年6月27日指定）
- 平和記念公園周辺は、推薦に先立ち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺を対象に美観形成要綱を設け、建築物等の景観誘導を行い世界遺産にふさわしい景観づくりを行うこととした。（平成7年9月20日施行）

- 「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」（広島市）による協議対象地区
- 平和記念公園を含む周辺において建築物の高さ等の基準を定め、建築主等に対して新築時等において届出・協議を行うよう指導している。（要綱の内容は、参考資料参照）



平和記念公園上空から見た周辺の景観  
公園周辺はビルが建ち並んでいる。  
写真）広島市

- 公園内にも要綱が適用されており、施設の補修・改修・整備等を行う際は、所管する都市デザイン担当と協議を行っている。
- 原爆ドームは公園施設として管理しているが、原爆ドームの保存に関わる補修等については、史跡原爆ドーム保存整備計画に従い、文化財課と協議しながら実施している。

#### <連携による効果>

- 要綱の美観形成基準に基づく協議を行い誘導することにより、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の良好な景観の形成に寄与してきた。こうした誘導指針は市民、事業者等の共通認識となりつつある。

#### <情報提供>

- 広島市都市整備局緑化推進部緑政課
- 広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係

#### <参考資料>

- 都市の緑化戦略一街づくりにおける緑の継承と展望、日本修景協会編集委員会編集、2005

## 参考資料

### ■原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、広島市都市美計画に基づき、平和の象徴である原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区について、建築物等の美観形成を図るうえで必要な事項を定め、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

#### (対象)

第2条 この要綱は、別図第1に定める原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区内において、次に掲げる行為を行う場合に適用する。

- (1) 建築物又は工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- (2) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (3) 屋外駐車場の設置、建築物の外壁の塗装替、日よけテント等の設置その他の平和記念公園内からの景観に影響を及ぼす恐れのある行為

#### (美観形成基準)

第3条 この要綱に基づく建築物等の美観形成の指針は、別表第1に定める美観形成基準のとおりとする。

#### (建築計画等の届出)

第4条 市長は、第2条各号に掲げる行為を行おうとする者（以下「建築主等」という。）に対し、当該行為の計画（以下「建築計画等」という。）を、別記第1号様式により届け出るよう指導するものとする。この場合において、届出の日は、次に定める日の概ね14日前までとする。

- (1) 建築確認申請、建築計画通知、屋外広告物許可申請又は道路占用許可申請を要するものにあっては、申請又は通知の日
  - (2) その他の行為にあっては、工事着手の日
- 2 前項の規定による届出を行う場合においては、正本及び副本に、それぞれ別表第2に定める図書を添付するものとする。

#### (高さに関する建築計画等の届出)

第4条の2 美観形成基準に定める建築物等の高さ（搭屋等を含む。以下同じ。）については、市長は、建築主等に対し、前条第1項の規定による届出に先立ち、建築物等の基本設計を行おうとするときなどできるだけ早い時期に、建築計画等を、別記第2号様式により届け出るよう指導するものとする。ただし、建築物等の高さが、美観形成基準に定める高さの基準を下回る場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出を行う場合においては、正本及び副本に、それぞれ別表第2に定める図書のうち、付近見取図、配置図、各面立面図及び状況カラー写真を添付するものとする。この場合において、配置図については植栽等の外構の記載を、各面立面図については各部仕上げ等建築物等の高さに関わりのないものの記載を、それぞれ省略することができるものとする。

#### (協議)

第5条 市長は、第4条第1項の規定による届出があった場合においては、建築主等と建築物等の美観形成に関する協議を行うものとする。

- 2 市長は、前項の協議が調った場合においては、速やかに、別記第1号様式の副本及びその添付図書を、建築主等に交付するものとする。
- 3 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合においては、建築主等と建築物等の高さに関する協議を行うものとする。
- 4 市長は、前項の協議が調った場合においては、速やかに、別記第2号様式の副本及びその添付図書を、建築主等に交付するものとする
- 5 第1項及び第3項の協議は、美観形成基準に基づいて行うものとする。

#### (美観形成基準の遵守)

第6条 建築主等が、第2条各号に掲げる行為を行う場合は、美観形成基準に適合するよう努めるものとする。特に、風俗関連営業施設及びこれに類する施設については、他の利用への転換を図るよう努めるものとする。

#### (市の責務)

第7条 市は、建築主等に対する助言・指導及び公共施設の整備・改善を通じて、第1条に定める目的を達成するよう努めるものとする。

(他制度との適用関係)

第8条 別図第1に定める区域については、平和大通り沿道建築物等美観形成要綱の規定は適用しないこととし、第4条の規定による届出を行った場合並びに第5条第2項の規定により別記第1号様式の副本及びその添付図書が交付された場合には、それぞれ、リバーフロント建築物等美観形成協議制度第4条の規定による届出並びに第5条第3項の規定による副本及びその添付図書の交付があったものとみなす。

(実施の細目)

第9条 この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

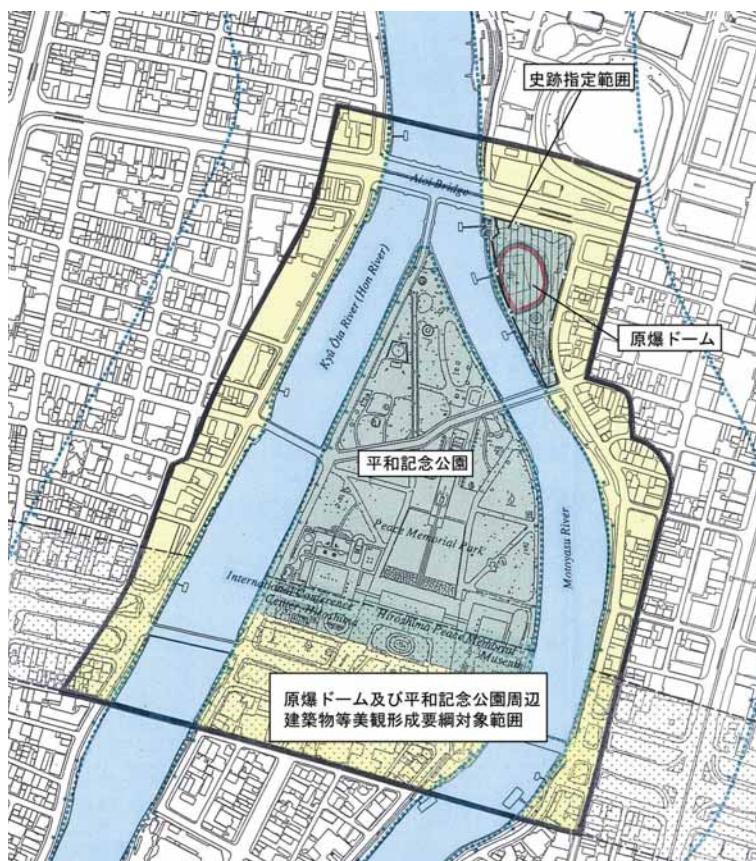
この要綱は、平成7年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月29日から施行する。

※「別図第1」に定める区域は、下図の範囲。

<原爆ドーム周辺の景観保全に関する法令等指定状況>



※要綱対象範囲の考え方：敷地側の道路端から50m以内の区域とし、街区の幅が50m以内の場合にはその街区とする。  
ただし、敷地が図の範囲内外にわたる場合は当該敷地すべてを対象地区とする。

出典) 広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係ホームページ

## &lt;要綱に定められた建築物高さの制限&gt;



## 要綱に基づき届出が必要な行為

区分	行為	届出時期
建築物・工作物	新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え	建築確認申請、建築計画通知をする日の14日前まで
屋外広告物	屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	屋外広告物許可申請をする日の14日前まで
屋外駐車場	500平方メートル以上の路外駐車場の設置	届出をする日の14日前まで
日よけテント	道路占用許可を必要とするもの	道路占用許可申請をする日の14日前まで
外壁の塗装替え	過半にわたるもの	工事着手の日の14日前まで
その他	上記以外の行為のうち、都市景観の形成に影響を及ぼす恐れのある行為	工事着手の日の14日前まで
建築物等の高さが別図第2の基準を超える場合		基本設計を行おうとするときなどできるだけ早い時期に



16 松江湖畔公園(岸公園) まつえこはんこうえん きしこうえん		(公園種別) 近隣公園	(所在地)
(管理者) 松江市		島根県松江市	

特 徴	●湖岸、公園、美術館の一体的整備により、美しい湖畔景観を形成 河川・公園・美術館の各管理者の連携により、宍道湖畔の「夕日スポット」として、眺望の美しい湖畔の景観を実現した。		
隣接施設等の種類と名称	河川	・宍道湖（斐伊川水系）	
	建築物	・島根県立美術館	
立地環境	中心市街地に隣接する湖畔の景勝地		

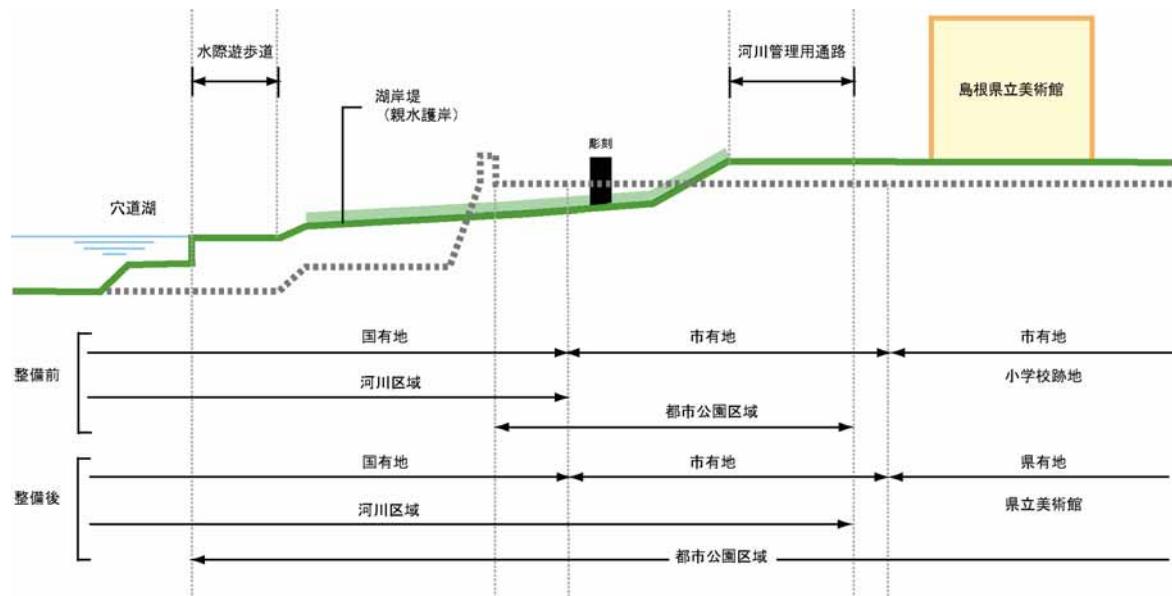
### 隣接施設等との一体化・連携の概要

#### ◆ 1 計画・整備段階における河川（湖沼）と美術館との連携：

美術館・公園・湖が緩やかに連続する、湖畔の眺望を重視した一体的デザイン

【空間確保レベル・境界処理レベル】

夕日の美しい湖畔からの眺望と湖面と周辺が緩やかな地形で繋がる景観を重視し、河川・公園・美術館を設置・管理する3つの行政機関が協調し、また建築・土木・造園の各部門が一体となって事業を展開することによって、湖畔の美しい景観を形成した。



美術館側から宍道湖への眺望

美術館前面に公園（河川区域）の芝生広場が広がり、美術館の屋外彫刻展示場としても活用されている。ここからの夕日が美術館の特徴となっている。



湖岸から見る美術館

公園の芝生広場が美術館まで緩やかに連続する。マツが植栽された法面上部までが河川区域。（芝生広場は高水敷）

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

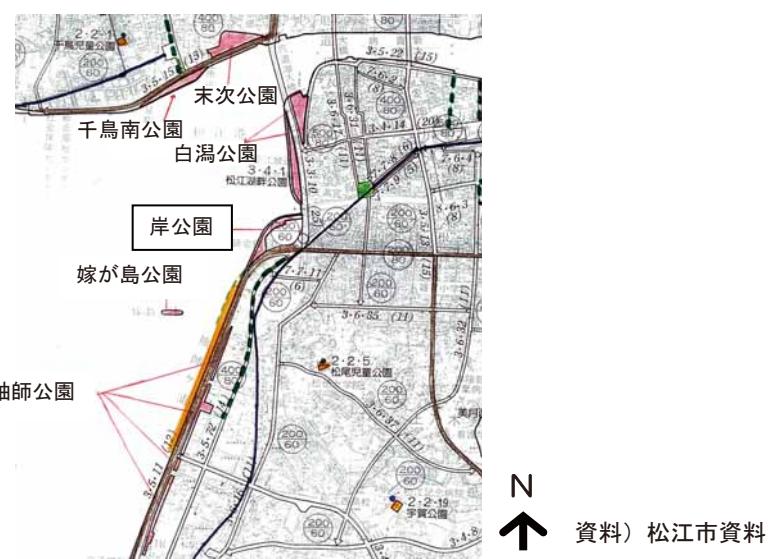
都市公園の概要				
公園種別	近隣公園			
所在地	島根県松江市袖師町 4 番地			
管理主体	松江市			
都市計画決定	年月日	昭和 35 年(1960) 4 月 7 日	面積	28,000 m <sup>2</sup>
開設	供用開始年月日	岸公園：昭和 40 年 4 月 1 日 松江湖畔公園（岸公園）現在 区域：平成 11 年 3 月 31 日	現況面積	28,000 m <sup>2</sup> うち岸公園 4,400 m <sup>2</sup>
<b>&lt;整備方針&gt;</b>				
・「水と調和する美術館」を基本テーマとする島根県立美術館は常に宍道湖が意識されており、隣接する広場及び親水護岸堤を同時整備することで、水都松江にふさわしい景観を有するゾーンとすることが可能となるため、島根県立美術館のオープンに併せ、隣接する公園敷地 (4,400 m <sup>2</sup> ) の機能充実をはかり、水辺公園として整備。				
<b>&lt;主な施設&gt;</b> 県立美術館、芝生広場、湖畔遊歩道（園路）				
<b>&lt;特記事項&gt;</b> 土木学会デザイン賞 2003 最優秀賞受賞				
<b>&lt;利用状況&gt;</b>				
・宍道湖の美しい風景を代表する嫁ヶ島を眺める最良の視点場のゾーンにあたり、また宍道湖畔の夕日スポットとして宍道湖観光の拠点の一つとなっている。（利用者：年間約 200 万人）				

隣接施設等の概要		
河川	名称	宍道湖（一級河川斐伊川水系）
	管理者	国土交通省（中国地方整備局出雲河川事務所）
建築物	名称	島根県立美術館
	建築主	島根県
	敷地面積	14,746 m <sup>2</sup>
	建築面積	9,311.92 m <sup>2</sup>
	階数・高さ	地上 2 階、高さ 15.5m
	開館	平成 11 年(1999) 3 月 6 日（竣工：平成 10 年(1998) 6 月）
	法的位置づけ	都市公園施設
	コンセプト	美術館の 3 つのコンセプト「県民に開かれた美術館」「芸術活動を育成する美術館」「水と調和する美術館」
	構成	展示室、ギャラリー、ホール、アートスタジオ、講義室、アートライブラリー、ロビー、ミュージアムショップ、レストラン、ロッカールーム

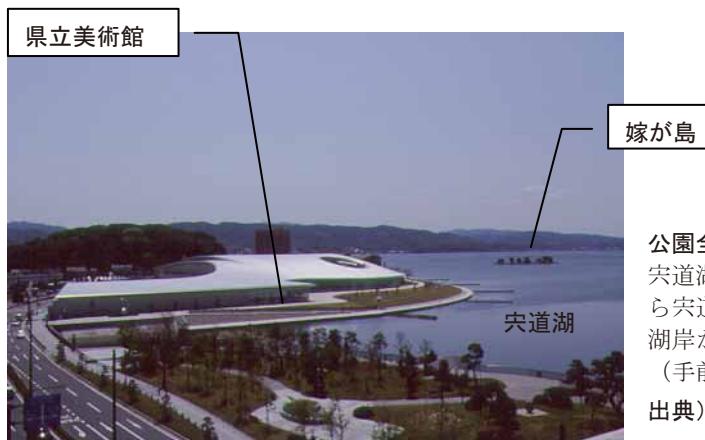
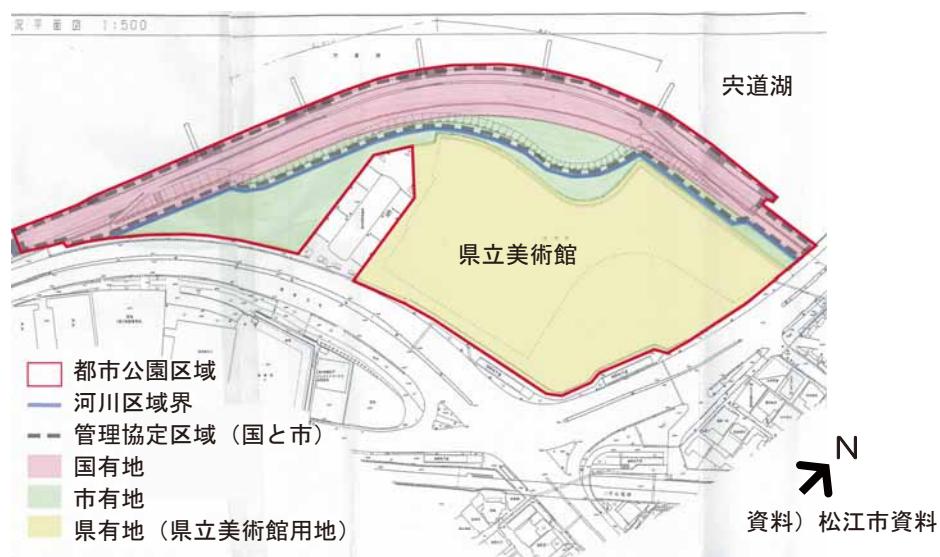
都市公園・連携施設等の連携に関する主な経緯	
昭和 35 年	都市計画決定
昭和 40 年	供用開始
昭和 44 年	都市計画変更：岸公園を含めた 6 公園を第 2 号松江湖畔公園と名称変更
昭和 51 年	都市計画変更：第 3・4・1 号松江湖畔公園と名称変更
平成元年	都市計画変更：区域変更
平成 3 年	「松江市ふるさと島根の景観づくり条例」制定
平成 6 年	県立美術館設計競技実施
平成 8～10 年	県立美術館建設工事
平成 8～10 年度	河川環境整備工事（緩傾斜護岸（湖岸堤）工事）
平成 10 年	公園整備工事（舗装工、植栽工等）
平成 10 年 6 月	県立美術館竣工
平成 11 年	都市計画変更（区域変更）及び供用開始、国と市で管理協定締結

### 都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況

#### ■位置図



#### ■平面図



公園全景（公園北側から美術館を望む）  
穴道湖畔の景勝地に立地し、美術館西側から穴道湖に向かって、建築物・芝生広場・湖岸がなだらかに連続する景観が広がる。  
(手前は、白潟公園)

出典) 松江市観光文化振興課ホームページ

## 連携の内容

### ◆1 計画・整備段階における河川（湖沼）と美術館との連携： 美術館・公園・湖が緩やかに連続する、湖畔の眺望を重視した一体的デザイン

#### ＜連携の背景・きっかけ＞

- ・小泉八雲が絶賛した宍道湖の夕日の景観を守る県民運動がきっかけとなって制定された「ふるさと島根の景観づくり条例」（平成3年）にもとづき宍道湖の景観を活かしたまちづくり計画が策定され、当該地域が水都松江にふさわしい景観を有するゾーンとして設定された。
- ・また、昭和40年に岸公園として既に開園していた当該区域に隣接する小学校跡地を活用し、県立美術館が建設されることとなり、老朽化していた既存公園の再整備と併せ、宍道湖畔の夕日鑑賞スポットとして、宍道湖の管理者である国土交通省、美術館の設置主体・建築主である島根県、及び都市公園管理者であり土地所有者の松江市が連携し、水辺とふれあい、水と緑が調和した湖畔公園として再整備することとなった。

#### ＜連携の手法・工夫点＞

##### ①湖畔の緩傾斜護岸化による都市公園区域の拡張及び舗装・芝生等の一体的整備

- ・改修前の公園は、パラペットによって公園と水面が分離され、景観も阻害されていた。そのため、宍道湖畔の夕日スポットとして再整備するにあたり、親水性の高い湖畔公園とするため、湖岸堤が緩傾斜護岸化された。緩傾斜化により親水性が高まった河川区域上部について、公園として整備し利用を図るため、河川管理用地について占用許可を得て平水時の湖岸線まで都市公園の拡張を行った。
- ・湖岸堤本体及び河川区域内については、河川管理者が芝生及び河川管理用通路である園路を整備し、河川区域以外の公園部分については、公園管理者が整備を行うことにより一体的な整備となった。
- ・河川法第24条による河川占用許可における許可条件を補完し、河川区域と都市公園区域が重複する区域全体について管理区分等を明確にするため、国と松江市との間で親水型湖岸堤管理協定（任意協定）を締結した。河川管理者との管理協定締結により、河川施設の維持管理は河川管理者、日常維持管理は公園管理者（市）が実施している。

（管理区分図参照）



湖岸の園路（河川管理用通路）  
湖岸線までが公園区域となっている。



美術館前の園路  
舗装部分の園路は、湖側が河川管理用通路となっている。

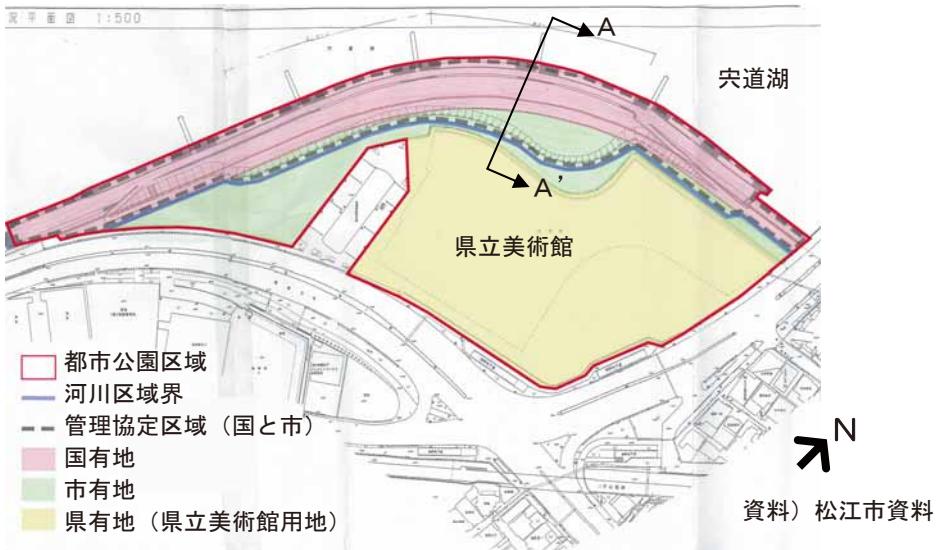
##### ②小学校跡地を活用した都市公園区域の拡張による県立美術館建設

- ・県立美術館建設にあたり、松江市では小学校跡地（市所有地）を含めて湖畔の景観形成を図ることとし、既存の都市公園区域の拡張を行った。美術館用地（現在、県有地）は、小学校跡地の市有地と他の場所の県有地と等価交換したもので、県有地後も都市公園区域として開設することに県と市が合意した。
- ・都市公園の拡張に伴い、隣接小学校跡地に建設された県立美術館は、都市公園法第5条により都市公園施設として位置づけられている。

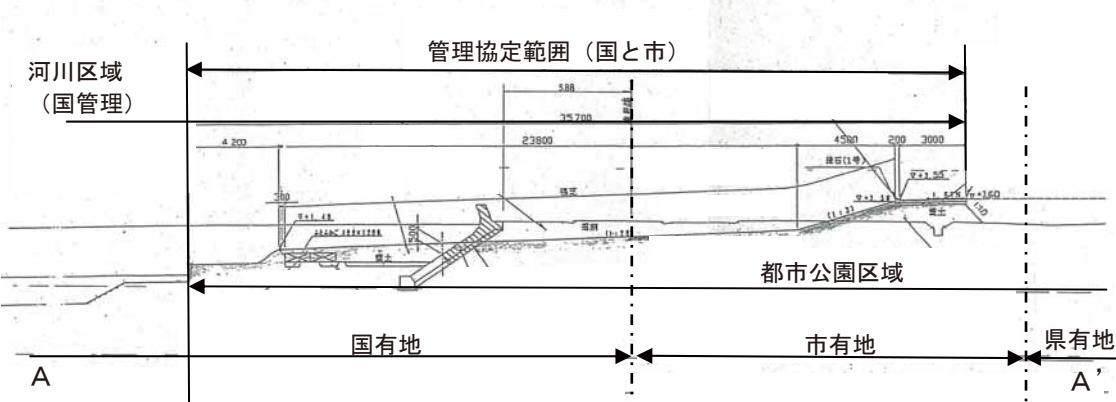
## ■関連する事業の概要

名称	事業主体	実施年度	規模等	内容
都市公園事業 (水と緑のネットワーク 公園整備事業)	松江市	平成 10 年度	4,400 m <sup>2</sup>	岸公園整備工事 (舗装工、植栽工、 休養施設工)
河川環境整備事業	国土交通省中国 地方整備局	平成 8 ~ 10 年度	9,000 m <sup>2</sup>	護岸改修 (親水護岸堤工事)
美術館建設事業	島根県	平成 8 ~ 10 年度	敷地面積 14,746 m <sup>2</sup> 建築面積 9311.92 m <sup>2</sup>	(平成 6 年度設計競 技実施)

## ■管理区分図（整備後）



## ■標準断面図（整備後）



## ②宍道湖の眺望と管理運営に配慮した美術館・公園・湖岸の一体的デザイン

- ・美術館建設にあたり、島根県では設計競技を実施し、湖側にエプロン状に張りだした曲線状の高水敷際（河川区域境界）の用地形状を活かし、宍道湖に向かって大きく開かれた眺望をもつデザインが採用された。
- ・採用されたデザインをもとに、宍道湖畔の美しい景観の形成に配慮した一体的デザインとするため、公園管理者（松江市）、美術館（島根県）、親水型湖岸堤を整備する国、及び各々の設計者が共通のコンセプトのもと協議を行い、設計を進めた。
- ・公園設計にあたっては、美術館からの眺望に配慮して芝生広場を基調とした設計とし、また宍道湖らしい景観を形成するため、美術館前の法面には湖岸のマツ林をイメージしたマツが植栽された。
- ・また、芝生広場は、美術館の屋外展示場（無料区域）としても利用できるよう配慮された。河川区域内の彫刻は河川占用許可を得て美術館が設置している。



公園内の景観

右手の美術館から左手の宍道湖畔まで、なだらかなスロープで境界を感じさせないデザインで園路・芝生が連続している。マツの植栽は宍道湖畔の典型的な風景を回復している。



芝生広場を活用した屋外展示

開放的な空間を活用し、作品が展示されている。右手美術館から宍道湖に向かった眺望が開ける中の添景となっている。（河川占用許可により設置）

### <連携による効果>

- ・河川管理者（国）・公園管理者（市）・美術館建設主体（県）、及び建築・土木・造園の部門が連携することによって、連続する景観が実現した。
- ・緩傾斜護岸化により親水性が高まり、美術館内からの眺望に配慮した水際までの連続した形態での造園設計により、水面と水辺の緑が緩やかに一体化した宍道湖畔の美しい水辺景観が形成されるとともに、宍道湖に沈む夕日を望むスポットとして定着した。
- ・また、美術館外構との境界を感じさせない公園内の芝生広場を利用した美術館の屋外展示により、水辺のアートスポットとして宍道湖畔におけるシンボリックな景観を形成している。

### <情報提供>

- ・松江市都市計画部公園緑地課
- ・島根県環境生活部文化国際課文化振興室
- ・国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所

### <参考資料>

- ・土木学会デザイン賞ホームページ

<b>17 亀山公園</b> かめやまこうえん	(公園種別) 総合公園	(所在地) 山口県山口市
	(管理者) 山口県・山口市	

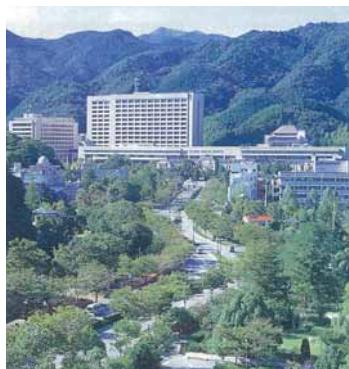
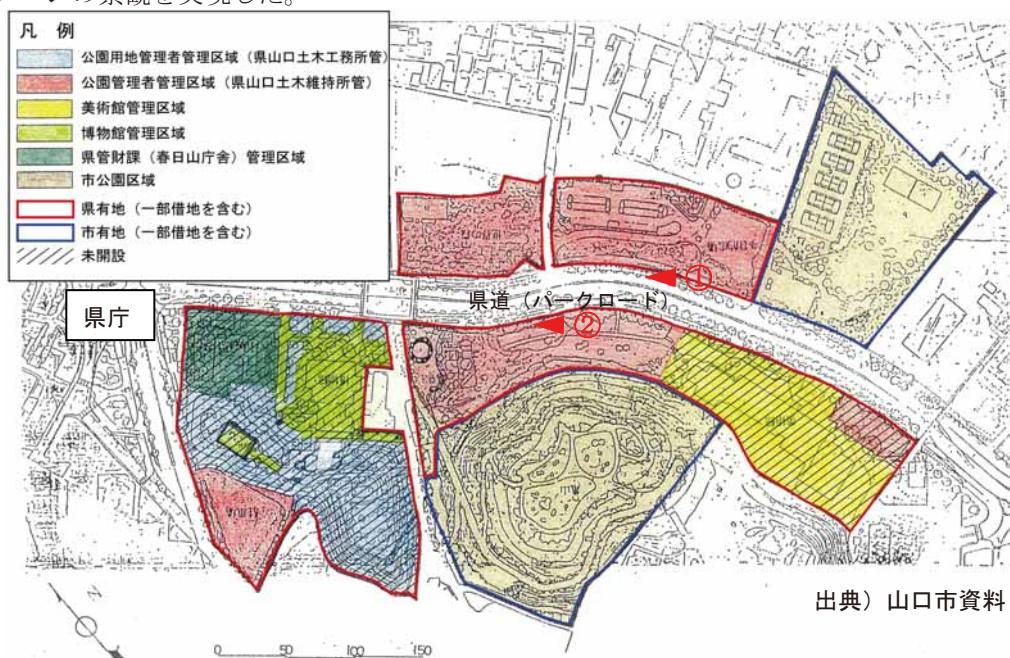
特 徴	●県庁前の県道と一体となった沿道の公園整備により、歩道と公園が一体となった緑豊かなシンボルロードを形成	
隣接施設等の種類と名称	道路	・県道 (パークロード)
立地環境	都心部 (県庁前)	

### 隣接施設等との一体化・連携の概要

#### ◆ 1 計画・整備段階における道路との連携： パークロード整備に伴う沿道の公園の一体的整備

##### 【空間確保レベル・境界処理レベル】

県都の中心となる緑豊かな文化ゾーンを形成する目的で県庁前一帯の整備構想が計画され、その柱として「パークロード」が整備された。同時に沿道の大学跡地や美術館用地を含めて沿道に都市公園を配置し、パークロードと一緒に整備により、快適な歩行空間を形成するとともに、緑豊かな文化ゾーンの景観を実現した。



①パークロード上から県庁方面の景観  
県庁へ至る県道と沿道の公園が一体的に整備され、県都の中心にふさわしい緑豊かな景観を形成している。

写真)パークロードパンフレット

②いこいの広場前の歩道と沿道  
道路の歩道と沿道の公園が連続し、広い歩行空間を確保し、公園側の植栽が修景効果を高めている。(点線が境界位置)

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

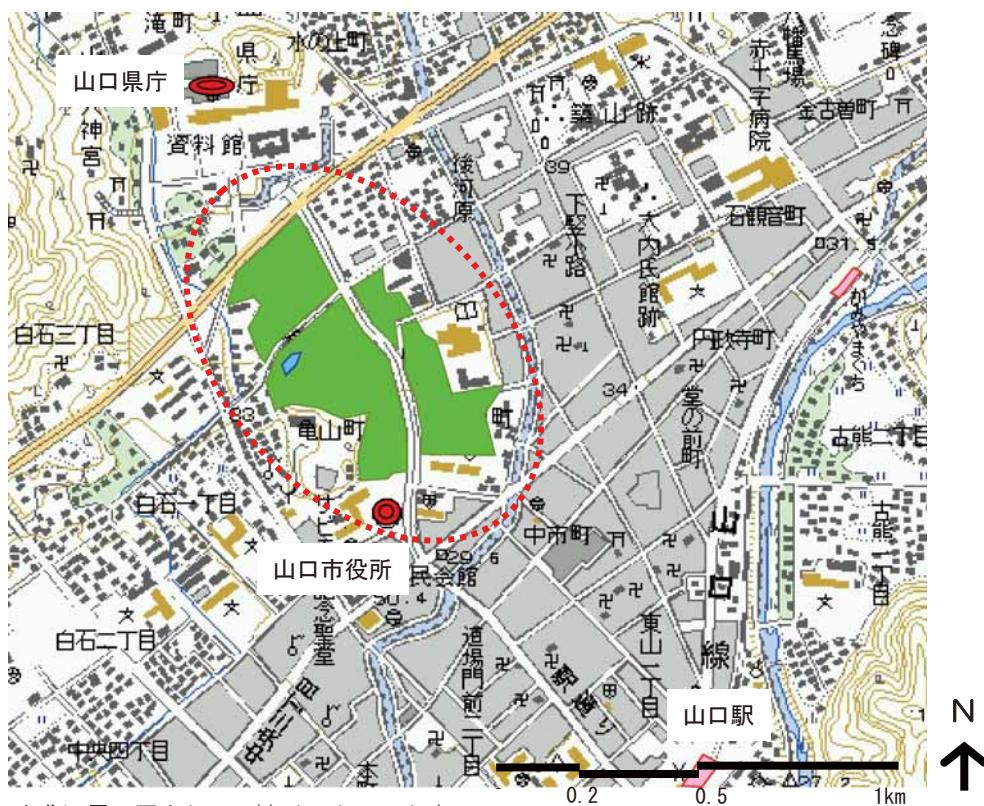
都市公園の概要				
公園種別	総合公園			
所在地	山口県山口市亀山町、大手町			
管理主体	山口県・山口市			
都市計画決定	年月日（最終）	昭和 54 年(1979) 7 月 27 日	面積	11.7ha
開設	供用開始年月日（県）	昭和 54 年(1979) 4 月 1 日	現況面積	7.9ha (県 3.0ha、市 4.9ha)
	供用開始年月日（市）	昭和 34 年(1959) 7 月 6 日		
<p><b>&lt;整備方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パークロードと一体となった緑地帯を形成し、快適な歩行空間とするため、公園内の沿道側には水景施設を設置。ゆとりある美しい歩行空間を形成。</li> </ul> <p><b>&lt;主な施設&gt;</b> 噴水広場、いこいの広場、山頂広場</p> <p><b>&lt;特記事項&gt;</b> 平成 10 年度都市景観大賞「都市景観 100 選」</p> <p><b>&lt;利用状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然樹形仕立てによる街路樹や歩道の緑地と、沿道施設周辺の植栽や池等が一体となって緑の多いパークロードの景観を形成し、変化に富んだ季節ごとの景観が楽しめる。また、道路沿いに整備された広場等は、沿道や文化ゾーン一帯の修景効果を高め、快適な歩行空間を形成している。</li> </ul>				

隣接施設等の概要		
道路	名称	パークロード（県道巣島早間田線）
	管理主体	山口県山口土木建築事務所
	幅員・構成	40m (車道：4 車線、自転車歩行者道：9m×2、植樹帯：2.5m×2、中央分離帯：2m)
	延長	780m

都市公園・隣接施設等の連携に関する主な経緯	
昭和 27 年 3 月 31 日	亀山一帯を公園として都市計画決定（面積 2.97ha）
昭和 34 年 7 月 6 日	市管理の近隣公園として開園
昭和 35 年	都市計画変更（番号のみ変更）
昭和 42 年 4 月 4 日	都市計画変更（面積 3.0ha、区域は変更せず番号のみ変更）
昭和 45 年	パークロード事業（街路事業）着手（昭和 55 年完了）
昭和 52 年～	パークロード沿道部分を道路との一体的整備のため県が計画変更・県施工により開園
平成 10 年度	都市景観大賞「都市景観 100 選」受賞

### 都市公園・隣接施設等の位置及び景観の状況

#### ■位置図



出典) 電子国土 <http://cyberjapan.jp/>

#### ■文化ゾーン平面図

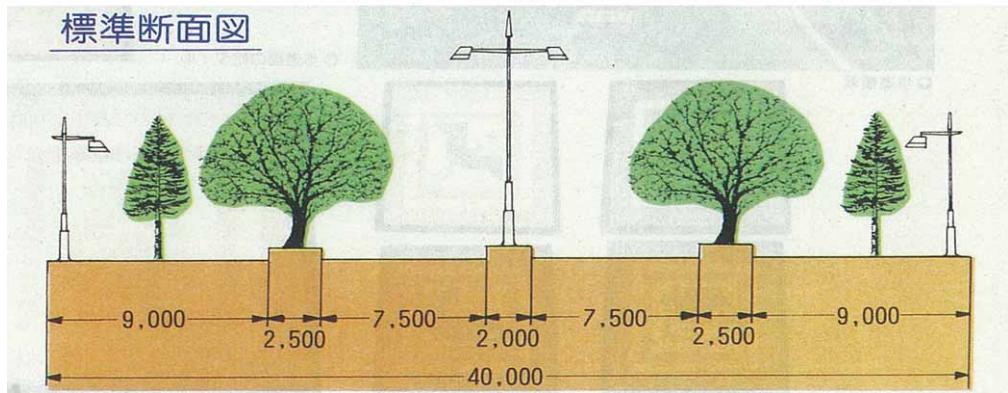


出典) パークロード・パンフレット

■文化ゾーンに関わる事業の概要

名称	年度	対象・範囲
都市公園事業	S52 年度～H8 年度	計画決定面積 11.7ha (県分 6.8ha、市分 4.9ha)
街路事業	S45 年度～S55 年度	県道部 L=780m

■パークロード標準断面図



出典)「パークロードと亀山公園」、「パークロード山口駅県庁線事業概要」(山口県)パンフレット



博物館入口前歩道から噴水広場を望む



県庁からパークロード、亀山公園を望む



パークロード南側の歩道と沿道公園

## 連携の内容

### ◆ 1 計画・整備段階における道路との連携： パークロード整備に伴う沿道の公園の一体的整備

#### ＜連携の背景・きっかけ＞

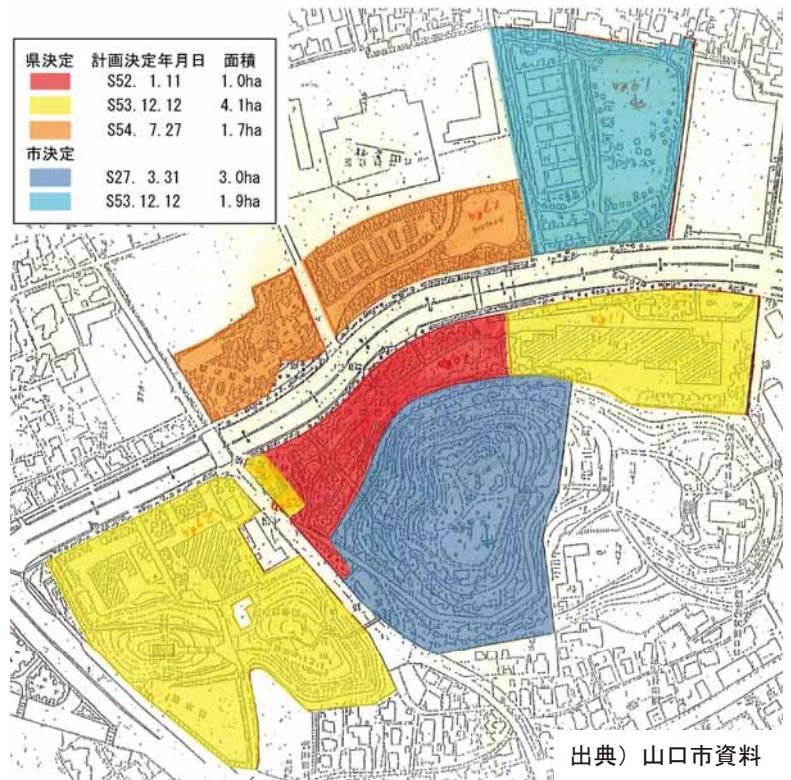
- ・山口県庁周辺には、博物館や美術館のほか、大学が立地し、文化施設が集積する県都の中でも中心的な地域を形成していた。
- ・山口大学が移転することとなり、県庁周辺を文化ゾーンとして位置づけて美觀整備を行う構想が県によって計画された。その計画の中で、大学跡地を有効に活用するとともに、山口駅方面から県庁へ至る県道をパークロードして位置づけ、沿道の施設と一体となった緑豊かな道路を形成する方針が設定された。
- ・文化ゾーン形成の構想をふまえ、県道の改修によって広幅員の歩道と植樹帯を整備するとともに、沿道施設についても道路の緑と一体となった空間を形成して、県都山口としてのシンボルとなる緑の軸線を形成することとなった。

#### ＜連携の手法・工夫点＞

##### ①県道を中心とした県庁前一帯の整備構想策定と沿道の公園の都市計画決定

- ・県都の中心として、県庁周辺の文化施設の集積する地域一帯を文化ゾーンとして位置づけ、中央を縦断する県道を軸とし、沿道の緑が一体となった緑地帯を形成することをめざした構想を県が策定した。
- ・その構想がもととなり、緑豊かな県都の形成をめざす方針のもと、パークロードを中心とし沿道の緑が一体となった緑地帯が形成された。
- ・県による構想をふまえ、県道沿線一帯を公園として都市計画決定することによって、県が中心となってパークロード及び沿道の一体的な整備を進めることとなった。
- ・都市計画決定にあたっては、すでに市が公園として都市計画決定し開設していた亀山公園についてはそのままにして、県道西側の沿道に立地する県の文化施設（博物館、美術館等）等の用地を含むパークロード沿道一帯を公園区域として拡張して都市計画決定し、歩道との境界を感じさせない舗装や植栽が道路整備と同時に実施された。（当初の道路計画では、車道、自転車道、歩道を分離した整備を計画していたが、沿道へのアクセスが課題となったため、道路と公園が整備段階で調整し、連続的な整備を行った。）
- ・また、県道東側の山口大学跡地についても、県の諸施設が建設される計画となっていたが、沿道の一定幅員については公園として都市計画決定し、県道と一体となった緑地帯として県が同時に整備を行った。
- ・総合公園であるため、山口市住民のコミュニティの場として、また地域住民からの要望が多い運動施設ゾーンが必要なため、県道東側の1.9ha分については山口市が整備し開園した。

#### ■都市計画決定の変遷



※県庁前一帯の整備構想をふまえ、パークロード（県道）の沿道に立地していた既存の県立博物館や県立美術館を含む西側沿道一帯と東側沿道の山口大学跡地について、既存の亀山公園を拡張して都市計画決定し、県と市で公園整備を進めた。

## ②既設公園の拡張による一体的な都市公園としての開設

- ・文化ゾーンとしてパークロードとの一体的な緑地帯を形成するため、市が設置した既存の亀山公園を拡張する形で、市及び県が各自整備し、管理している。
- ・なお、博物館や美術館などの既存の各県有施設については各所管が管理を行っている。  
※管理協定等の締結による道路と公園との一体的な維持管理は特に実行していないが、山口県では道路と公園の管理組織が同一であることから、パークロードとしての当初の整備主旨をふまえ、道路及び沿道公園が一体となった美観形成に配慮した植栽の維持管理を行っている。

### ■公園開設状況及び管理区分図



### <連携による効果>

- ・「文化ゾーン」の一体的整備構想により、都市計画道路（パークロード）沿道の県有の施設や遊休地を活用したパークロードを中心とした一体的な緑豊かなゾーンを形成することができた。
- ・また、パークロードの当初計画は、車道・自転車道・歩道をそれぞれ分離する計画であったが、公園へのアクセス性等の課題があった。両者の整備計画時点において、一体的整備について調整ができたため、連続した歩行空間の整備が可能となった。

### <情報提供>

- ・山口県土木建築部都市計画課街路公園班
- ・山口県山口土木建築事務所工務課、維持管理課
- ・山口市都市整備部都市計画課

18 新町川公園（新町川水際公園）		(公園種別) 地区公園	(所在地) 徳島県徳島市
(管理者) 徳島市			

特 徴	●河川護岸改修に伴う公園整備を契機としてNPOがクルーズ船を運行 中心市街地において、河川と一体となった公園整備をきっかけとしてNPOが公園の維持管理のみならず運営にも参画し、地域の活性化に寄与している。		
隣接施設等の種類と名称	河川	・新町川	
立地環境	中心市街地（商業業務施設が集積する地域）		

### 隣接施設等との一体化・連携の概要

#### ◆ 1 整備段階における河川との連携：河川改修に伴う公園の一体的整備

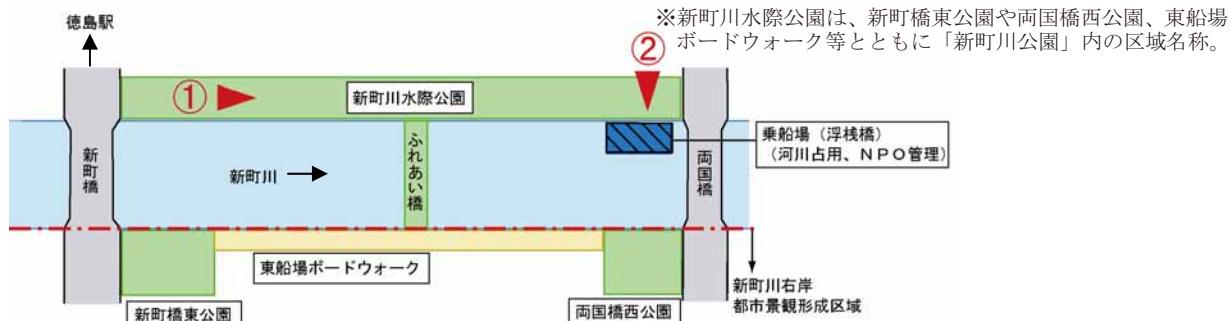
##### 【空間確保レベル・境界処理レベル】

護岸改修により河川区域が広がり、占用許可により河川と一体となった公園を整備し、親水性の高い空間を形成（県と兼用工作物管理協定締結）。

#### ◆ 2 管理運営段階における河川との連携：河川を活かしたNPOによる公園の管理運営

##### 【波及効果レベル】

徳島市が策定した中心市街地整備のための総合計画で新町川を活かした活性化方策として位置づけられた新町川の観光船運航について、新町川の清掃活動を中心に行っていたNPOが協働によりクルーズ船の運行や公園の維持管理に参画し、中心市街地の活性化に寄与している。



①新町川水際公園

公園内に水景施設が設置されて水面が連続した広がりのある景観を形成。四阿等が設置され利用者も多い。



②NPOが運営するひょうたん島クルーズ乗船場  
河川占用により浮桟橋設置

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

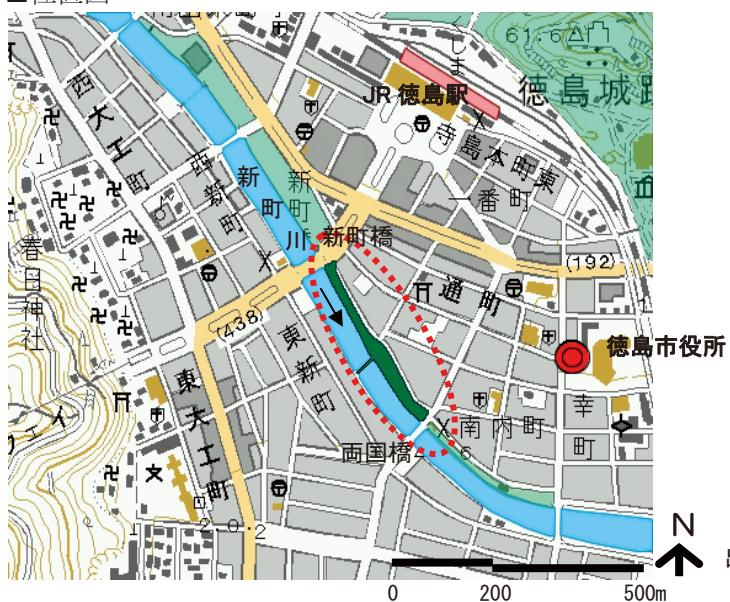
都市公園の概要				
公園種別	地区公園			
所在地	徳島県徳島市南内町2・3丁目、東船場町2丁目			
管理主体	徳島市			
都市計画決定 (新町川公園)	年月日	昭和48年(1973)12月28日	面積	4.9ha (県管理区域含む)
開設	供用開始年月日	昭和45年(1970)1月30日 (市管理区域の新町川公園)	現況面積	(新町川水際公園) 7,200m <sup>2</sup>
<整備方針>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島市の中心市街地を取り巻く新町川と助任川における河川環境整備として県が護岸を改修し、河川区域を拡幅して市が占用により親水公園として都市公園を整備。</li> <li>・階段状のテラスや四阿、高木植栽等各種親水性の高い施設等により修景。</li> </ul>				
<主な施設> テラス、四阿、浮き桟橋、ほか				
<特記事項>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内はNPO法人新町川を守る会が維持管理に参画し、河川清掃等のボランティア活動や「ひょうたん島クルーズ」として、水際公園内から乗船し、中心市街地を一周できる観光船を独自に運行している。(乗船料無料)</li> <li>・第6回都市公園コンクール設計部門日本公園緑地協会賞、手づくり郷土賞「生活を支える自然の水三十選」</li> </ul>				
<利用状況>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の散策やひょうたん島クルーズの利用者が多い。</li> </ul>				

隣接施設等の概要			
河川	名称	新町川	
	管理主体	徳島県	

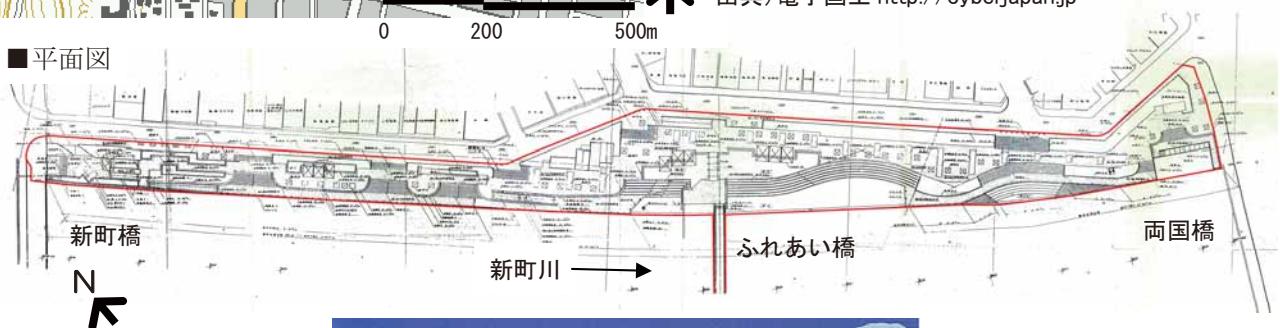
都市公園・隣接施設等の連携に関する主な経緯	
昭和22年	新町川河岸に緑地設置
昭和45年	新町川河岸の複数の緑地を統合し、新町川公園（新町川水際公園等市管理区域）開設
昭和48年	新町川公園都市計画決定（4.8ha、県管理区域含む）
昭和63年	新町川公園都市計画決定区域変更（4.9ha、ふれあい橋区域拡張）
昭和60年	「徳島市中心市街地活性化計画」が建設省「地方都市中心市街地活性化計画」 (通称：「シェイプアップ・マイタウン計画」)モデル計画に決定
昭和61年度～平成元年度	「シェイプアップ・マイタウン計画」に基づく事業実施 (河川事業：徳島県、公園事業：徳島市)
平成2年	NPO法人新町川を守る会発足
平成4年	「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」策定
平成4年度～	ひょうたん島周遊船運行開始

## 都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況

## ■位置図

出典)電子国土 <http://cyberjapan.jp>

## ■平面図



新町川及び新町川水際公園全景  
(左側が新町川水際公園)

出典) NPO法人新町川を守る会パンフレット



水際公園内から新町川を望む



対岸からみた新町川水際公園

## 連携の内容

### ◆ 1 整備段階における河川との連携：河川改修に伴う公園の一体的整備

#### <連携の背景・きっかけ>

- 昭和60年に建設省施策である地方都市中心市街地活性化計画（通称：シェイプアップ・マイタウン計画）において、全国のモデルとなるすぐれた計画の一つとして認定を受けた徳島市中心市街地活性化計画に基づき整備することになった。

#### <連携の手法・工夫点>

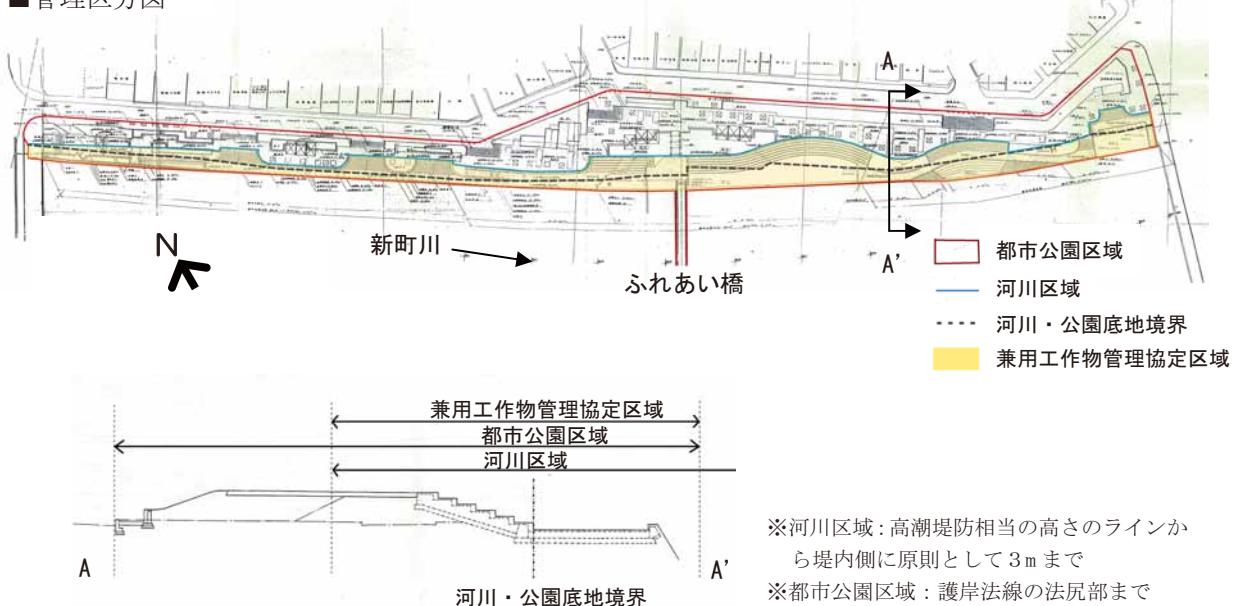
##### ①河川との合同施工による親水公園の整備

- うるおいのあるまちづくりを目指し、魅力ある都市環境の創出と中心市街地の活性化を図るために、河川環境整備と公園整備の二つの事業を県と市で合同施工することにより、水の都徳島のシンボルである新町川を活気ある名所としてよみがえらせるため、整備が進められた。
- 新町川両岸が都市計画公園として決定していたことから、河川の兼用工作物として公園整備は徳島市、河道整備は河川管理者（徳島県）が行った。

#### ■事業の概要

事業の種類と名称	1. 河川環境整備事業（河道整備事業） 2. 都市計画（公園事業）※園路広場・修景整備
事業主体	1. 徳島県 2. 徳島市
事業期間	昭和61年度～平成元年
規模	護岸延長 約350m 公園面積 約7,200m <sup>2</sup>
整備テーマ	従来の都市における緑とオープンスペースといったイメージとはひとあじ違う新しいタイプの公園づくりをめざす。 - 中心市街地のプラザとして - 水と光を生かす：川と一体となる水辺の公園にふさわしいもの、夜間の快適な利用 - 徳島らしさを生かしたシンボル空間として：新町川の持つ自然的・歴史的特性をモチーフにする

#### ■管理区分図



#### 標準断面図

#### <連携による効果>

- 整備にあたり、都市計画（公園）事業で河川の護岸を取り壊し、新たな公園と護岸の両機能を持つ兼用工作物を造るということが課題となつたが、公園側から治水・利水・親水という河川の効用を説明し、水と川と緑をまちづくりの新たな担い手に登場させることにより、中心市街地の活性化に寄与した。

## 連携の内容

### ◆ 2 管理運営段階における河川との連携：河川を活かしたNPOによる公園の管理運営

#### ＜連携の背景・きっかけ＞

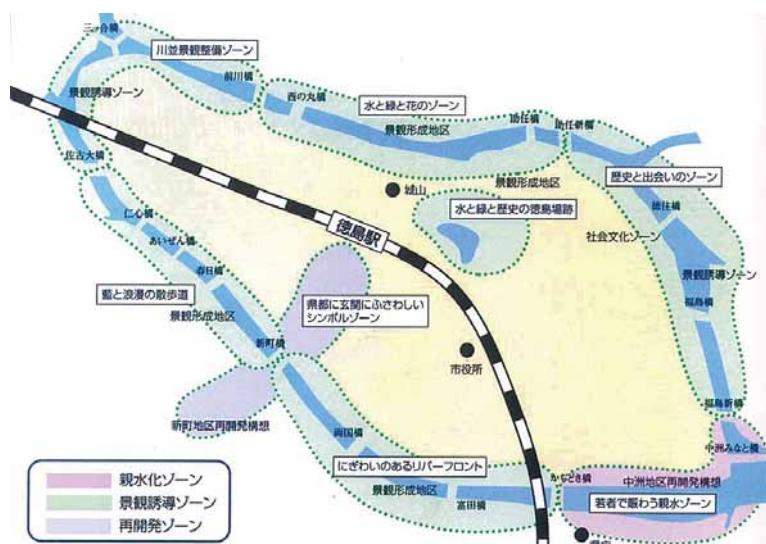
- ・徳島市では、新町川公園の整備の進捗に合わせ、平成4年に中心市街地の活性化をめざした「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」を策定し、新町川及び助任川に囲まれた中心市街地活性化のための計画の推進を開始した。
- ・新町川公園の整備により、中心市街地の活性化が本格化したのと同時に、市民によるまちづくり活動も動きだし、整備が完了した新町川においてゴミの収集を中心とした市民活動が開始された。

#### ＜連携の手法・工夫点＞

##### ① NPOとのパートナーシップによる公園の管理運営

- ・新町川で活動を行うNPO法人新町川を守る会は、1990年3月に「市民の汚した川は市民の手できれいに再生しよう」と有志10人で会を発足させ、毎月2回のボートでの川の清掃活動から始まった。
- ・その後、公園整備が進み、ひょうたん島構想が具体化していく中で、市の委託により新町川でのクルーズ船の運行を行うようになった。
- ・ひょうたん島クルーズとして利用者が増加し、会では独自にクルーズ船を購入し、ボランティアで運行し船上からのガイドを始めるようになり、現在では市民に人気となり定着している。
- ・新町川を守る会では、川の清掃やクルーズ船の運行などのほか、花壇の整備やイベントの企画・開催など新町川及び新町川公園を拠点とした多彩な活動を行い、中心市街地の活性化に寄与している。

#### ■ 「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」（平成4年）



出典) 徳島市ひょうたん島構想パンフレット

#### ＜連携による効果＞

- ・新町川を守る会の活動によって市や河川管理者とのパートナーシップによる整備・管理が円滑に進むようになり、河川管理者においてもクルーズ船の乗船場の占用を許可するなど、両者の協働による活性化が進むようになった。

#### ＜情報提供＞

- ・徳島市開発部公園緑地課

